

総合科学技術会議
第 36 回生命倫理専門調査会議事概要（案）

1．日時 平成 16 年 6 月 30 日（水）15：00～18：00

2．場所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 4 特別会議室

3．出席者

（委員）薬師寺泰蔵会長 阿部博之議員 大山昌伸議員 岸本忠三議員
黒田玲子議員 石井美智子委員 位田隆一委員 垣添忠生委員
勝木元也委員 島蘭進委員 曾野綾子委員 高久史磨委員
西川伸一委員 藤本征一郎委員 町野朔委員

（事務局）林統括官 上原審議官 清水審議官 外山参事官 他

4．議題

- （1）ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方について
- （2）その他

5．配布資料

- 資料 1 最終報告素案の作成方針（案）
 - 資料 2 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方
（最終報告書素案 6 月 23 日版）
 - 資料 3 人クローン胚の作成・利用に関する暫定的結論の提案
 - 資料 4 ヒト胚の取扱いに関する基本的考え方
（最終報告書素案 6 月 30 日版）
 - 資料 5 最終報告書の参考資料について（案）
-
- 参考資料 1 「最終報告書素案」の論理の混乱（島蘭委員）
 - 参考資料 2 薬師寺会長への質問（島蘭委員）

午後3時01分 開会

(薬師寺会長) ただいまから、36回の専門調査会を開催いたします。

私は実は28回から始めましてちょうど9回目ということでございます。3時間をとらせていただいております。お忙しい先生ばかりで、本当に申しわけなく思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、資料の確認を事務局にお願いします。

(外山参事官) 資料1が最終報告書の作成方針(案)でありまして、これは5月12日の第32回からずっとお出ししているものであります。

資料2がヒト胚の取扱いに関する基本的考え方ということで、前回最終報告書素案としてお出ししたものであります。

資料3が人クローン胚の作成・利用に関する暫定的結論の提案ということで、前回ご了解いただいた会長提案でございます。

資料4がヒト胚の取扱いに関する基本的考え方、本日版でございます。資料1、2、3は資料4の参考という意味でお出ししております。

資料5が最終報告書の参考資料についてということで案でございますけれども、前回よりさらに加筆したものになっております。

島園委員の方から、参考資料1として、「最終報告書素案」の論理の混乱と、これは前回議論できなかったということで引き続きお出ししております。

今回、新たに参考資料2ということで、薬師寺会長への質問というものをいただいております。

なお、お手元に前回の議事概要(案)をお配りしておりますけれども、各委員の確認がまだとれておりませんので、資料とせず後ほど回収いたしますので、後で机の上に残しておいていただきたいと思います。

以上であります。

(薬師寺会長) 先生方の机の上にすべて資料がとおりでしょうか。もしなければお申し出いただきたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それから、議事概要でございますけれども、今事務局から申し上げたように、まだ確認作業が終わっておりませんので、未調整版ということになります。一応先生方の前には情報としてお渡しいたしました。それで、調査会終了後回収させていただきますと思います。

それでは、参考資料が今事務局から言われましたように、島園先生から1と2

とございます。1は前回私の時間配分の不手際等々ございまして、お話しできなかったものでございます。

それで、今回2をいただきましたので、最初に私の方から誠実に島藺先生のご質問に答えさせていただきたいと思います。その後に、日取りでございますけれども、お話ししたいと思います。

参考資料に薬師寺会長への質問という島藺先生の資料がございますので、島藺先生と私も科学者でございます、研究者でございますので、一つ一つ丁寧にお答えしたいというふうに思います。

(1)に関しましては、実はこの前、前回でございますけれども、私の3章の中でございますけれども、暫定案という形でお出ししたことは、大分前から私自身が悩んで考えた提案でございます。それは社会選択ということございまして、そういうような考え方が、これまでの生命倫理専門調査会の議論の中で受け入れられるかどうかということが大変心配でございました。それから、もう一つは事実関係がどうなっているかということも心配でございました。

それで、幾つかのバージョン案みたいなものを自分の頭の中に書いて、そしてそれを自分で打ったりしながら、そういうものを科学者の先生たちにもお話しをいただいたり、伺ったり、あるいはほかの先生方にも自信がないもので、伺いました。そういう形で、幾つかのバージョンがございまして、そういう中でご相談をしたことは、私自身の提案というものがどういうものかということについてお聞きしたかったわけでございます。

私は勉強いたしまして、余剰胚を使つてのES樹立、そこからその結果みたいなものが実証的にきちんと担保された段階でクローン胚の研究、基礎研究でございますけれども、容認するという従来のモラトリアムの先生方のお話も随分ご議論をいたしまして、承知いたしております。

私はそのときに、私は科学哲学という分野を専攻いたしましたもので、やや論理至上主義的なアプローチと、それからもう少し私の恩師が大森莊蔵という人間でございますけれども、彼は科学というものは、あるいは論理というものは説明がつぶさにどれだけできるかということを書いておりました。そういうような生徒でございますので、今までの議論とはやや違うような社会選択論の提案をいたしました。そういうようなことで、最終的にはこの前お諮りしたような案で御提案したのでございます。それは本当に今まで頭のアイデアから自分で書いてつ

くり上げたものでございます。そういうことをぜひご了解、ご理解いただきたいというふうに思います。

それから、(2)でございますけれども、その採決でございますけれども、採決は暫定的な私の3章の中をどういうふうを書くかという、一番大きなクローン胚をどうするかという問題でございます。3章の中には幾つかの両論併記がございましたけれども、最終的には中間報告書にもございましたように、まとめざるを得ません。そういう点で、前は35回ございましたけれども、34回的时候にいろいろご議論がされたときに、自分ではやはり採決をしたくないけれども、採決せざるを得ないということがあるかもしれないということで、それはほかの先生方にも、欠席された先生方にもお伝えせざるを得ない、そういうことでお伝えしたわけでございます。そういうところでございまして、それ以上の、それ以下のものでもございません。

それから、(3)でございますけれども、私は第3章の問題をずっと念頭に置いておりまして、そこをまとめざるを得ない、そこを責任をとってある種の社会選択案を出さざるを得ないと考えました。それで、前の最終報告書をごらんいただいたように、基本的な枠組みのご議論を行っておりまして、ただどちらをとるのかということに関しましては十分議論をする必要があると思ひまして、それで私の案をお出しして、一つの書き方という案をご提示したわけでございます。

そのときに、賛成とか反対とか、こういうお声を伺って、私はむしろじっくり考えていただいて思ったのです。けれども、そういうような状況でございますので、私の社会選択案、3章をそういうことで書いてよろしいかということは、皆さんの一人一人の旗幟鮮明な意思決定をいただかないと、それは動けないので、採決をさせていただきます。科学を採決でやるとか、あるいは倫理を採決でやるとか、そういうことは、私は科学哲学者としてあり得ません。ただ、社会的な選択を行ったプログラム全体が私の案でございますので、それは社会的に判断をしていただかなければならないと思ひました。それが(3)のお答えでございます。

(4)は、これは3章の中の議論として、いろいろな方が決着とか、そういうことを書かれましたけれども、3章の中の案としてお出ししているわけですから、その議論の中でそのご議論をしていただくということでお出ししたわけでございます。そういうようなことが事実私自身が裏のない考え方をしたわけでござい

す。その後のいろいろな動きを拝見しますと、私は最終的に1章、2章、3章、4章、全体として我々は決めていくわけですから、今は3章の中をいわゆる議論して、そして提案を出したということでございます。

島菌先生、こういう説明でございますけれども。

(島菌委員) 残念ながら、ほとんど納得できるお答えをいただけなかったと思っております。

会長は重要な問題については十分に審議する必要があるというふうに今もおっしゃいましたけれども、提案をなさって、その提案について公明に提案の内容を示すということを行なわなかった。その上で、提案について十分に審議をする時間どころか、審議の時間をゼロとおっしゃったわけです。意見表明をしてそのまま採択とおっしゃった。

それから、第3章とおっしゃいますが、これはこの第3章、第3章というふうに、限定的な内容についてのこととおっしゃいますけれども、これは今回の審議の最も重要な内容でありまして、基本的な方向を決定する事柄でありました。それについて、重要な議論をせずに飛び越して突然採決の案というものを出された。強行採決というふうに報道されているのは、まさにそのとおりであろうと思います。

それから、(4)のところですが、全く理解ができなかったのですけれども、ここでおっしゃっているのは、私はきょうこの部分についてどういうふうに議論をなさるんですかと申し上げたときに、本当は採決するという案をお持ちであったのに、そのことを示さなかったということが大変疑問に思われます。

また、(1)と(2)の件ですが、特に(2)の件ですけれども、これは私が34回のときに伺ったときはどういうことになるか、それは皆さんでご決定になることです。このきょうの引用した部分にも、先生方にお考えをお聞きしなければというふうに、そういうことを何度か述べておられて、ところが実際になされたことは、全くご自身の既に決まった方針を突然示されたということですので、今伺ったお答えというのは私の質問にお答えいただいたと感じておりません。

(薬師寺会長) もしできますれば、3章の案を入れた最終報告書案が出ておりますので、その中を一度ごらんいただきまして、私に関するご批判等々については、私はしっかりと、責任者でございますから、受けたいと思います。そういうことでございますので、本日と7月7日、それから13日、この3回でともかく法律

で決められた時限でまとめざるを得ないと思います。

私は先ほど申し上げたように、9回しか実は行っておりません。もう2年半も私は十分議論をしてきているのではないかと思うのです。そうした場合に、まとめるときに何回も申し上げたように、それは私が責任をとって選択せざるを得ない、そういう形で全体の章をいわゆる書き出しているわけでございます。ですから、本日は島藺先生の前の積み残しのものがございますものですから、少し全体をごらんいただきまして、きょうは十分時間がございますので、ご議論していただければありがたいと思います。

それでは、少し全体の章に関しまして、私は事務局に指示いたしまして、慎重派の先生方の考えもともかくきちんと、僕は聞いた限り非常に正しいものがあると、ともかく私の場合の社会選択は前提、つまり結論というふうにその後言われております。けれども、前提の問題とありますけれども、でも後からの全体の開始のプログラムに関しては、モラトリアム派の先生たちのお考えを十分に入れて書く必要があるということで、全体に関しましてそういう考え方を入れさせております。事務局の方から、どこにどういうふうに変わっているかということを少し説明させます。

(外山参事官) それでは、資料4に基づきましてご説明いたします。

改正した部分は前々回の各委員におけるご指摘の部分と、それから今、会長の方からお話がありましたけれども、会長提案の了解を踏まえまして、会長のご指示により加筆、訂正したものであります。本当は前回との比較ということで、見え消しを行う等すればいいんですけれども、非常に見にくくなりますので、適宜資料1、資料2、資料3をご参照しながらごらんいただきたいと思っております。重要なポイントには下線を引いてございますので、よろしく願います。

第1、はじめにということございまして、特にこの2の検討の背景のところの2つ目の段落のところ、ヒト胚研究小委員会における「研究材料として使用するために新たに受精よりヒト胚を作成しないこと」とした原則の了承と、これは位田委員の方からこの言葉を入れるべきということで入れております。

それから、この検討の背景の最後でございますけれども、これらは検討の出発点となった。つまりヒト胚小委の報告や総合科学技術会議における特定胚指針に対する答申等が検討の出発点となったと。これを入れるか入れないかというのは、いろいろ議論があったところでございますけれども、入れるべしという声が多か

ったものですから入れてございます。

それから、2ページでございますけれども、第2、ヒト受精胚のところでありましたが、下のイでございます。生殖補助医療研究のところでありまして、生殖補助医療研究が行われてきたのか、こなかったのかというあたりがあいまいであったということでございますけれども、現在の体外受精を確立するまでのところはヒト胚受精の研究利用が行われてきたものと考えられるとして、古い時代のごときは若干推量になっておりますけれども、次のページの3ページでございますが、資料が不十分だというご指摘もあったわけでございますけれども、日本産婦人科学会の方から現在の登録制度に基づく研究の資料が出ておりますので、ここはヒト受精胚の作成・利用が行われていると、研究の内容というのは受精効率を上げるための研究だとか、受精過程の研究であるとか等々、行われているという形で記載してございます。

それから、その他の研究のところは変わっておりませんで、オのその他のところでございますけれども、ここは先天性難病のことだけを書いてございましたけれども、先天性難病に限定せず、初期発生等の仕組みを解明して、病気の治療に結びつける、そういった研究は実施していないということで、広く実施していないところを書いてございます。

それから、2、ヒト受精胚の位置付けでございますけれども、(1)現在のヒト受精胚の法的・制度的位置付けでございますが、垣添先生の方から人工妊娠中絶のことについては、十分議論しなかったということは何らかの形で書いておいた方がいいと、たしかそういうご指摘があったことから、ちょっと間接的な言い方でありまして、「本報告書における直接の検討対象ではないが」という一文を入れてございます。

それから、3ページから4ページにかけて、ヒト受精胚が人ではないということを経営のこの制度の中で論じてきているわけでございますけれども、そういうふうな人にするというふうな制度変更は現実的とは考えられないということを経営若干補完するために、「生殖補助医療において余剰胚等の一部の受精胚を廃棄せざるを得ない現在の社会実態を踏まえれば」と入れてございます。

それから、ここは非常に重要なところでございますけれども、4ページの(3)でございますが、ヒト受精胚取扱いの基本原則というところでございますが、位田、石井委員の方から、基本原則の流れの上下関係と申しますか、階層性

をより明確化せよというご指摘がございました。

そこで、ア、「人の尊厳」を踏まえたヒト受精卵の尊重の原則ということを実原則として述べて、そしてアの例外として人の健康と福祉に関する幸福追求の要請も、基本的人権に基づくものであると、一定の条件を満たす場合には例外的に認めざるを得ないと考ええるということで、アの例外という言い方に変えてございます。さらに、たしか石井委員の方から、この人の健康と福祉に関する幸福追求の要請というものが人の尊厳から派生するという前の記載があったわけでございますけれども、受精卵の方も人の尊厳から源を発生しているということであった場合に、両者の距離関係は明示してなかったわけでありますが、あたかもイでアの例外としてそういうことを載つけたとしても、源が人の尊厳だとすると、並列のような印象を与えるということで位田委員の方もご指摘があったかと思えます。したがって、ここはむしろこっちの方が強いかもしれませんが、基本的人権に基づくものであるというふうに変えてございます。

それから、ウはイで述べている一定の条件を満たす場合とは何かということでございまして、それは3つの条件だと、それはすべて満たす必要があるというふうに直裁的な表現に変えておりまして、1つが科学的合理性に基づいたものであると、それから人に直接かかわる場合には人への安全性が十分配慮されるということ、それからこれへの期待は社会的に妥当なものであると、こういう3つの条件をすべて満たす場合があるというふうに書いてございます。

なお、従前は最後のウの、つまりイの条件の場合にあっても連立方程式を解く際に「人の尊厳」という社会の基本的価値を維持するためという前提を振りかざしていたわけでございますけれども、そういった文言は削除をさせていただきます。したがって、アの原則の例外としてイが登場して、イの一定の条件というのは3条件でウで記載したと、こういう階層性を明らかにしたということでございます。

それから、5ページでございますけれども、そういったしますと、ヒト受精卵の取扱いの検討をこの基本原則に照らしてどうであるかということが述べられているわけありますので、先ほど人の尊厳ということは受精卵のみに発するという形にしたわけでございますので、そういった文言を消してございます。ここには見えておりませんが、例えばエ、その他の研究のところでもその他の研究について、「ヒト受精卵の作成・利用を認めざるを得ない事例は」と書いてあるときに、その頭に人の尊厳の維持のためというまぐら言葉があったわけござい

すけれども、この記述を削除してございます。

同様に、6 ページで着床前診断、これについてはそこに書いてありますように、本報告書においてはその是非に関する結論を示さないこととしたということになっているわけでありまして、これを容認すべきかどうかという論点の中に、これを人の尊厳のためにという言い方がありましたけれども、これを削除したという形になってございます。

それから、(3) 未受精卵等の入手の制限及び提供女性の保護というところでございますけれども、これは会長提案に基づきタイトルそのものを変更いたしておりまして、そういった未受精卵等の入手の制限及び提供女性の保護という形に変えてございます。従前は未受精卵等の提供者という形になっていた。それから、これまでは卵の入手の形態、あるいは方法そのものが実態がどうであったかということが議論になったわけでありまして、凍結未受精卵であるとか、あるいは手術によって摘出した卵巣、あるいは非受精卵などが記載されておりましたけれども、あえてそういう分類、あるいは区分的な記載をせず、主要な考え方を述べるにとどめてございます。つまりこの研究というのは、必ず未受精卵を使用するけれども、まずいわゆるボランティアからの未受精卵の採取は当分の間、これを認めるべきではないということで、実際にこの未受精卵の入手というのは、「主に、生殖補助医療目的で採取された未受精卵の一部の利用が現実的であるが」ということで、一番蓋然性が高いもののみを記載しております。

そうすると、提供する女性に採取による精神的、肉体的負担を生ずる方法によらざるを得ないため、仮にシェアだとしても精神的負担があると、こういう論理がございますので、精神的・肉体的と両方入れてあるわけでありまして、「みだりな未受精卵の採取が行われないよう、個々の研究において必要最小限の範囲に制限されるべきである」ということを述べております。

それから、さらに会長提案を受けまして、「通常、未受精卵を提供する女性は、患者という自分の権利を主張しにくい弱い立場にあることから、自由意志によるインフォームド・コンセントの徹底、不必要な侵襲の防止等、その女性の保護を図る枠組みの整備が必要である」ということを述べてございます。

それから、第3、人クローン胚等の特定胚でございます。

ここのところは大幅に変えておりまして、従前は受精胚と同じような区分で来てたり、それから是非の検討のところを実証的なデータが載ったりして混乱して

おりましたので、整理しております。

1、人クローン胚の取り扱いということ、人クローン胚の位置付けに関する考え方ということでございます。

ここでは母胎への移植が罰則をもって禁止されていて、ただ現在の技術では受精という自然の発生過程で作成される受精胚と核移植及び核の初期化という人為的操作によって作成されるクローン胚では、生物学的性質の相違があることが報告されているということでありまして、人クローン胚には法律上の取扱いやそういった先ほど生物学的と申し上げましたが、科学的性質のそういった両方においてヒト受精胚との間の明確な差異があるものと考えるといったことでございます。これは後で規制の方できいてくる話でございますが、しかし一方でヒト受精胚について、胎内に移植すれば人になり得ることを理由に、「人の尊厳」との関係での尊重が必要であるとした以上、胎内に移植すれば人になり得る可能性を有する人クローン胚についても、ヒト受精胚と同様に人の「生命の萌芽」として位置付けられるべきであり、これを基本方針とするということ、倫理上の取扱いは受精胚と同等ではないかと、しかしながらさっき言った生物学的、あるいは特殊な法的な規制という点では違う、こういうふうに書き分けてございます。

それで、次にこの人クローン胚の研究の背景と現状でございますけれども、最初に人クローン胚の研究の背景でございます。

ここでは、「今後、ヒトES細胞に関する研究をこのまま進めたとしても、拒絶反応の問題が解決されない限り、人の臨床に応用することは難しく」ということがキーワードだと思いますけれども、こういった背景を述べております。

そして、人クローン胚の研究の現状としてはア、我が国における現状、これは当然行われていないわけでございます。イ、諸外国における現状として韓国の例を述べておりまして、「これに対し、英国、ベルギー等、人クローン胚の作成を容認する法制度を有する他の国においては、まだ人クローン胚作成の報告はされておらず、現在、英国において人クローン胚作成の申請について審査中である」ということを述べております。

なお、これらにつきましては時間があればご説明いたしますけれども、参考資料の方で各国の状況については、るる述べているところでございます。

次に、(3)として関連する研究の現状でございます。

これが前回是非の検討のところでは混在していたわけでございますけれども、

これがどこまで来ているのかという不十分な指摘もあったわけでございますので、事実関係を丁寧に記載すべきだという会長のご指示から記載してございます。

それで、申しわけありませんけれども、資料5の最終報告書の参考資料についてというのを開いていただきまして、その中の通し番号が入ってなくて恐縮なんですけれども、別添5というのがございます。主要国のヒト胚の取扱いに関する制度と研究、医療の現状というのがございます。

別添5の中の6ページをお開きいただきたいと思います。

失礼しました。お手元にブルーファイルがございますけれども、それではなくて、重ねてある資料のちょっと小さな字で書いてございますが、こういった先生方には赤と黒の文字で書いてある資料5、最終報告書の参考資料についてという紙がございます。別添5というのがございます。その6ページをお開きいただきたいと思います。それと、本文の7ページ、8ページを見比べていただきたいと思います。

それで、参考資料の方で見ますと、研究の現状（未定稿）となっておりますけれども、各研究について段階があるわけございまして、その段階が今どういうレベルに動物及び人で来ているかということを経済の世界における著名な文献をすべてというか、調べてまとめてございます。

それで、最初にちょっとわかりにくいんですけれども、上の欄は動物胚性幹細胞の樹立と分化に関する研究ということ、これは動物からES細胞をつくるということでございます。

それから、下の欄が動物胚性幹細胞を用いた再生医療に関する研究ということで、この2つの欄が本文7ページのアの動物ES細胞を用いた再生医療の治療効果に関する研究ということに該当いたします。

そうしますと、動物における再生医療でのES細胞をつくっている実験はどこまでいっているかということでございますけれども、赤毛ザルであるとかマウス、マーモセット、カニクイザルといったことでES細胞を樹立していますということと、それからそれを用いた再生医療に関する研究では、例えばマウスのES細胞を分化させて糖尿病モデルマウスに投与して血糖値が下がったとか、それからこれは両方とも日本の例でございますけれども、マウスのES細胞を分化させ、パーキンソンモデルマウスに投与して部分的な回復が見られたとかというものがそれぞれ雑誌に書いてあるということでございまして、そういったことを本文の

方のアに書いてございます。

次に、それでは人の胚性幹細胞に関する研究はどこまで来てますかというのが本文のイでございますけれども、それが参考資料6ページのヒト胚性幹細胞の分化に関する研究というところでございますして、まずアメリカの学者がサイエンスという雑誌でヒト胚性幹細胞を1998年に樹立いたしましたよと、それ以降神経細胞の分化ができた、あるいは造血コロニー形成細胞へ分化できた、膵臓細胞への分化ができた、肝臓様細胞への分化ができた、心筋細胞への分化ができた、骨形成原細胞への分化ができたということでございます。

これはこういうふうにES細胞を分化させることにいろいろ成功しているという諸外国の直近の研究でございますけれども、これを人に応用できるかと、できた文献があるかということでございますけれども、探しましたらございませんでした。識者に聞きますと、当然免疫的な拒否反応の問題であるとか、そういった安全性の問題等々あるわけございまして、我が国でもヒトES細胞の臨床応用というのは禁止されておりますけれども、したがって世界もないと。しかし、ここまで来ているということでございます。

これまでが通常受精胚でつくるものでございます。

次がクローンのお話ございまして、本文の7ページのウ、動物クローン胚作成に関する研究、それからエの動物クローン個体の研究、ここが本文の方はたしかヒアリングで小倉先生からいろいろ知見を賜ったわけでございますので、そういったことについて書いてございますが、研究としてはもっといろいろあると思うのでございますけれども、まず参考資料に戻っていただきまして、動物でクローン胚をつくりますと大体個体の作成ができるので、一緒にしてございます。したがって、これは本文の方のウとエ両方になってございますけれども、有名なところではイギリスでヒツジクローン個体ということでドリーが誕生したということが1997年のネイチャーに、そのほかウシ、ヤギ、ブタ、それからマウスでは難しいと言われているBリンパ球やTリンパ球から個体を作成しているという例、それから霊長類でございますけれども、赤毛ザルからクローン胚を作成しているということがございます。

そういうことでございますけれども、8ページの本文の方のエに戻っていただきますと、ヒアリングの際にあったように、いろいろこういうふうに行われているけれども、そのクローン個体の作成の成功率が低かったり、クローン個体に多く

の異常発生が認められたことについての報告があり、その背景にある遺伝情報の初期化の仕組み等の解明が今後必要になっているということで記載してごさいます。

動物がここまでクローン個体、クローン胚がいろいろ進んでいますということでごさいますけれども、さらにES細胞と受精胚との比較をするために、動物クローン胚からES細胞をつくった、いわゆる拒否反応が起きない胚性幹細胞をクローンからつくる研究についてどこまで進んでいるかという話が本文の方では8ページのオに書いてあるわけでごさいます。それについての知見が世界では参考資料の先ほどの6ページに書いてあることでごさいまして、サイエンスの2001年にマウスクローン胚から胚性幹細胞、ES細胞を樹立したということでごさいまして、たしかこれが西川先生からのご紹介の若山先生のお仕事にたしか関係しているんじゃないかと思っておりますけれども。

1つ訂正がございまして、本文の8ページの方のオのところマウス、サルと書いてございまして、このサルは間違いでございまして、切ってあればそれで結構でございまして。

次に、参考資料の7ページをめくっていただきまして、本文の力でごさいます。

今度は要するに次のステップとしてどういう段階があるかということに対応するところを考えると、動物クローンから樹立した今度は胚性幹細胞を用いて、再生医療に関する研究はどこまでいっているかという階層になるわけでごさいます。

そうしますと、この2つはこれもたしか西川先生が3つとおっしゃったうちの2つだと思っておりますけれども、1つが遺伝子異常のマウスのクローン胚から胚性幹細胞を樹立して、遺伝子異常を修復して造血幹細胞に分化させて、要はそういうことをやってもとの遺伝子異常マウスに投与して、リンパ球ですけれども、B細胞とT細胞が回復したというふうに、要するに免疫異常のマウスにこういった胚性幹細胞を用いた再生医療を用いることによって、治療効果があったという事例でごさいます。

今のがセルという雑誌でごさいますけれども、次がネイチャーでございまして、我が国でも多い病気でごさいますけれども、パーキンソン病のモデルのマウスをつくって、マウスのクローン胚から樹立した胚性幹細胞を用いて、そういった細胞治療を行って有効性を確認したというところでごさいます。これが本文の方の

8 ページの力でございます。

あと本文の方では、この分類は書いてなくて、7 ページの方に書いてあるので、割愛してございますけれども、参考資料の7 ページの方では韓国における人の胚性幹細胞の樹立、さらにはちょっと書いてありませんが、ES細胞からの分化ということもあるわけでございます。

そして、若干概念が異なりますけれども、有用性との比較の意味でたびたび登場している体性幹細胞の研究はどこまでいっているかということでございます。そこにつきましては、ごらんいただきますように、マウスで骨髄の造血幹細胞が心筋の損傷を修復したであるとか、更には神経細胞を筋細胞に分化させたであるとか、これは人でございます。いろいろある意味では進んでいるところもあるわけでございます。

なお、一番上のマウスの骨髄の造血幹細胞が神経損傷を修復したことに対しては、たしか高久委員の方からネイチャーでの反論があって、第31回にそのことを載せております。

こういうふうな状況を踏まえまして、8 ページの本文の方に戻っていただきまして、きのところで体性幹細胞の研究の現状について書いてあるわけでございます。

これから本文の方に戻っていただきまして、次に8 ページの3、人クローン胚の取扱いの検討でございます。

基本的な考え方として、先ほど述べましたように、「人クローン胚がヒト受精胚と倫理的に同様に位置付けられることから、その取扱いについては、ヒト受精胚における基本原則が適用されるべきである」ということでございます。したがって、受精胚のときの人クローン胚の尊重の基本原則、それから例外としての基本的人権の要請、さらにその条件としての科学的合理性、社会的妥当性等々が必要十分条件として満たされるかどうか、さらに取扱い期間は受精胚同様、原始線条といったある段階までに限定されるべきと、通常2週間でございますけれども、そういった枠組みのもとで同様に検討すべきということでございます。

そうしますと、そういう立場に立った場合、(2)として、ではしからば例外的に人クローン胚の作成・利用が認められる研究の検討があるわけでございます。

そこに述べましたように、人クローン胚由来のES細胞の可能性に期待する声があるということでございますが、先ほど述べたこうした期待が科学的合理性に

基づくものであるか、社会的に妥当であるかを検証するというところでございまして、ア、科学的合理性でございますけれども、先ほどの関連する研究の現状を念頭に置きつつ記載してあるわけでございますけれども、ヒトES細胞を用いた再生医療が、現在治療法がないあらゆる難病等に対して有効な手段になるとの確証はないにしても、幾つかの疾患に対して動物モデルでの有効性が示唆されており、有力な候補であることは否定できない。なお、体性幹細胞の利用などの他の手法についても確実な方法とは認められない現状である。

しかし、ヒトES細胞研究の成果を再生医療技術として実現するためには、拒絶反応問題が避けて通れないことから、当面の将来においては、人クローン胚由来ES細胞の利用可能性がこうした再生医療技術の実現可能性を左右する問題となる。この問題に関し、動物における生物学的知見が必ずしもヒトにおいてそのまま適用できるとは限らず、現在の医療研究の実情を踏まえれば、少なくとも動物モデルで得た知見の適応検証等のために、人もしくは人の組織等を使用しなければならないことから、人クローン胚を用いた研究が必要となると考えられる。このため、再生医療技術の研究に関して、会長のご提案にもございましたけれども、臨床応用を含まない基礎的な研究として人クローン胚の作成方法、培養法、人クローン胚由来ES細胞の分化等に関する研究を開始したことを支持する限りでは、科学的合理性が認められると考えられる。

他方、比較対象となる動物での研究、ES細胞の研究が基礎から臨床応用まで十分検証されているとはいえないことから、臨床応用についてはさらなる知見の集積を待ち、安全性の十分な確認の後開始する必要があると考えられる。

次に、社会的妥当性でございますけれども、ちょっと重要なところでございまして、会長提案もありますので、読まさせていただきますが、パーキンソン病、糖尿病、脊髄損傷等、現在は治療法がないさまざまな疾患や障害を抱え苦しむ多くの人々の治療法を提供することには、十分な社会的妥当性が認められると考えられる。

問題は、体性幹細胞の利用等、人クローン胚を用いない方法にも可能性がある段階で、あえて人クローン胚の作成・利用を行うことに社会的妥当性があるかという点である。この点に関し、人クローン胚の作成を可能な限り回避し、人クローン胚を用いない方法の可能性を追及した上で人クローン胚の研究に着手しなければならないこととするとも考えられるが、治療法を提供できる時期がその分

遅くなることから、患者のより早期の救済という社会理念に照らせば、望ましい選択とは考えがたい。これに対し、人クローン胚の研究について、臨床応用を含まない基礎的な研究に限って扉を開くこととしても、必要な規制を整備するとともに、社会的影響等の問題を考慮して慎重かつ段階的に、これも会長のお言葉でございますけれども、研究を進めることとすれば、患者のより早期の救済への期待にこたえつつ、人クローン胚の作成・利用に対する社会への懸念にもこたえられる。中間報告に対するパブリックコメントの結果等も踏まえれば、このような社会選択には十分な社会的妥当性が認められると考えられるとのことでございます。

(3) 特に考慮すべき事項として、受精胚のところと同様ア、未受精卵等の入手の制限及び提供女性の保護というふうに書きかえてございます。当初は「受精胚と同様のように制限される」といった言い方になっておりましたけれども、次のように書いてございます。

現在の技術は人クローン胚の作成・利用については、ヒト受精胚の場合に比べて多くの未受精卵が必要である。どの程度多いかというのはいろいろな議論があるわけでございますけれども、少なくとも多くの未受精卵が必要だと。我が国では、研究のみの目的としたいいわゆるボランティアからの未受精卵の採取といった方法はヒト受精胚の作成・利用の場合と同様、認めるべきではないと。現在、最も有力な未受精卵の入手方法は、手術等により摘出された卵巣や卵巣切片からの採取であると考えられる。しかしながら、摘出卵巣等の入手の制限や自由意志によるインフォームド・コンセントの確保、不必要な侵襲の防止等の提供女性の保護の枠組みについては、人クローン胚の作成・利用がヒト受精胚の場合と異なり、本人の恩恵には直接的には結びつかないことから、受精胚のときに直接的に結びつくかどうかという議論があるわけでございますので、文言は少し練らなきゃいけないけれども、少なくとも受精胚のときにシェアしてもらうということよりも、さらにちょっと離れるということでございますので、より厳格な枠組みの整備が必要であるというふうに結んでおります。

次に、10ページでございますけれども、イ、クローン個体作成の事前防止ということで会長提案を載っております。したがって、この事前防止の整備も研究を認めるための要件だということでございます。

結論でございますけれども、以上を踏まえ、社会選択として、人クローン胚の

作成・利用については、再生医療の実現に向けた研究における利用を念頭に、扉を開くことは認めるが、臨床応用の段階に至らない基礎的な研究に限り、慎重かつ段階的に研究を進めることとする。このため、人クローン胚のヒト胚としての尊重を確保し、人クローン胚の胎内への移植の事前防止のため等の枠組みや未受精卵の提供者である女性を保護するための枠組みをあらかじめ整備する必要がある。

また、現在の科学的知見は、人クローン胚を用いて基礎的な研究を進めることは支持するものの、今後の研究の進展や新たな科学的知見により、さらに研究を進めることに科学的合理性が認められなくなる場合もあり得るということを会長提案は述べているわけでございます。例えば、将来的に、人クローン胚由来でないヒトES細胞を利用した際の拒絶反応の完全抑止や、あるいは体性幹細胞の多様性の確保、体性幹細胞の場合には必ずしも多様性には限界があるわけでございますけれども、そういった多様性の確保等、あるいは採取方法や培養法の確立等、人クローン胚由来のES細胞を利用することなく治療することが可能になれば、これは1つの例示でございますけれども、その時点で人クローン胚の作成・利用を中止すべきこともあり得ると考えられる。このため、研究の意義について、動物を用いた研究や体性幹細胞の研究の成果も含めた広範な知見により、継続的に科学的検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる枠組みをあらかじめ整備する必要があり、また当分の間、人クローン胚の作成・利用は、研究能力や設備等が十分整った限定的な研究機関において実施されるべきであると結んでおります。

4のその他の「特定胚」についてでございますけれども、ここはほぼ変わっておりません。余り議論してないということございまして、(1)ヒト胚核移植胚、ヒト胚分割胚及びヒト性融合胚については、総合科学技術会議における有用性等の指摘も引用しつつ、これらの胚の十分な検討を行えなかったため、その取扱いのあり方については今後検討すべき課題とすべきであると結んでおります。

それから、(2)としてヒト集合胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性集合胚及び動物性融合胚ということでございます。これらについても十分な検討を行えなかったため、その取扱いについては今後検討すべき課題と結んでおります。

そして、動物性集合胚につきましては、これは唯一特定胚の中で現在作成が認められておりますけれども、実際に作成されたことがないため、研究の現状を引

き続きフォローすべきだというふうに結んでおります。

長くなって恐縮ですけれども、11ページ、12ページに制度的枠組みを述べてございます。

1、基本的考え方でございますけれども、このところは社会規範の必要性を述べております。2、制度の内容ということで分けてございます。

社会規範の必要性については、ヒト受精胚で基本原則をクローン胚でも適用したということでございますので、ヒト胚研究における取扱いについて共通の原則としたということを述べておきまして、この基本原則を社会規範として具体化する必要があるんだということを述べております。

ただ、「なお」以下に線を引っ張ってございますけれども、クローン胚で述べたように、社会規範というか、倫理上の位置づけは一緒であっても、人クローン胚には人クローン個体が生み出されることを防止する必要があるといった特殊な事情があるわけでございますので、人クローン胚を用いた再生医療の研究は安全性と社会的影響の懸念も認識しつつ、慎重かつ段階的に進めることとしたので、こういった担保する枠組みも必要だということを述べてあるわけでございます。

したがいまして、2、制度の内容でございますが、(1)の生殖補助医療研究と12ページの(2)の人クローン胚研究については分けて考えるということでございます。

大変失礼いたしました。お手元にいらっしゃるところに「ヒト受精胚の作成・利用の目的の制限」と書いてございますけれども、これはワープロミスでございます。11ページの2、制度の内容の(1)生殖補助医療の研究の次に「ヒト受精胚の作成・利用の目的の制限」と書いてございますけれども、削除していただきたいと思っております。失礼いたしました。

こういった制度をどうするかということでございますが、中間報告の段階でもこういったものを法律によるのか、法令に基づくガイドラインによるのか、あるいは国の法律に基づかないガイドラインによるのか、あるいは学会等の会告等の規制に任せるのかということでございますけれども、ここではこういったルールづくりが必要なんだけれども、ヒト胚をどのように取り扱うかというのはいろいろ個々人の倫理観や生命観が影響する問題であって、国民の意識も多様であるため、強制力を有する法制度として整備するのは若干倫理観や生命観の押しつけの面もあって難しいものと考えられるということございまして、一方同様に受精

胚を取り扱っているヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針というものがあるわけでございますけれども、これも法律に基づかないガイドラインでございますけれども、現段階で十分こういった倫理上の目的を達しているということから、当面は強制力を伴わない国のガイドラインとして整備すべきでないのかということをおうたっております。

しからは、ガイドラインに盛り込むべき内容はどうかということでございますけれども、本報告書の基本的報告の考え方のいろいろな社会規範、あるいは基本原則を盛り込むべきでございますして、まず個別の研究における審査等の実施の枠組みが必要だということ、さらに研究に用いたヒト受精胚を臨床に用いないことであるとか、未受精卵の入手の制限であるとか、ヒト受精胚や未受精卵の提供の際の適切なインフォームド・コンセントの取得、実施ということでございますけれども、あるいはヒト受精胚や未受精卵の無償提供、あるいは胚の取扱いの制限、ヒト受精胚を取り扱う研究について記録の整備、あるいはそういった期間の問題もあるかもしれませんが等々、そういった具体的に書くべきではないかということをおうたっております。さらには、未受精卵等の提供者の個人情報の保護であるとか、あるいは研究に関する情報の公開といったことも論点として載らせてございます。

特に入念的に強調しておりますのは、未受精卵の入手については提供する女性への不必要な侵襲を防止するとともに、提供への同意に心理的圧迫がかかることのないよう、女性の保護を図る必要があるため、そういった必要最小限の入手の制限であるとか、インフォームド・コンセントの徹底の義務づけ等々、実効的な枠組みを整備し、先ほどのガイドラインに盛り込んだらどうかということを書いてございます。

(2) 人クローン胚の研究でございます。

現在、人クローン胚につきましては、クローン技術規制法を受けまして、特定胚指針に許されているのは動物性集合胚であるわけでございますけれども、クローン技術規制法に基づく特定胚指針という同じガイドラインでも法律に基づくガイドラインの流れになっているわけでございます。

この法律そのものが人クローン胚の母胎への移植を罰則をもって禁止しておりますし、人クローン個体が生み出されることの事前防止の枠組みとして、人クローン胚の作成について特例でも規定した上で、人クローン胚の作成、それから利

用等の要件等の遵守事項を特定胚指針に定めることを規定しておりまして、こういった枠組みがあるわけでございます。

したがいまして、提案でございますけれども、今回人クローン胚を限定的に容認するに当たっては、このクローン技術規制法に基づく特定胚指針を改正して、必要に応じて強制力を伴わない国のガイドラインで補完してはどうかということでございます。

1つの議論として載らせてございまして、「必要に応じて強制力を伴わない国のガイドラインとして補完し」というのは、特定胚指針によらないものでございます。ヒト受精胚のガイドラインに準じた内容に加え、人クローン胚の譲渡とか作成の制限といった厳格な管理、研究実施機関の研究能力、設備等の要件等、本報告書の基本的考え方を踏まえた枠組みを定めるべきであると。このうち未受精卵の入手の制限については、さきに述べたとおり、ヒト受精胚の場合でも厳格な制限が必要であるということございまして、こういった具体的な枠組みについては文部科学省、厚生労働省において検討に当たるべしということが書いてございます。

なお、人クローン胚由来のES細胞の樹立、使用等の要件については、現行の余剰胚の方からつくるヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針があるわけでございますので、これに準じた枠組みを整備すべきであるというふうにごうたっております。

次に、会長提案の中で重要な問題として、こういった研究を進めるための科学的検証を継続的に行う枠組みの提案があったわけでございまして、こういった体制の整備が必要であると、この枠組みにおける検討の結果、人クローン胚を用いた研究が進める必要がなくなったと判断される場合や、特に研究を中止する事情があると判断された場合には、研究中止の勧告も含めた措置を講ずるものとするというふうになっております。

あとその他の方で最新の科学的知見に基づいた見直しの定期的な実施やそういった13ページの方では、研究者の側が科学的な知見について積極的に示すべしであるとか、そういった努力を通じた社会の一層の理解を求める努力を継続する必要があるというふうにごうたっております。

なお、先ほどの参考資料の中の別添5でしたけれども、別添4のところでも詳しく説明いたしませんけれども、ここには書いてない、この論理には書いてないさ

まざまないいただいた論理につきましては、別添4の方に参考資料の方として書き足してございます。

以上であります。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

本日は3時間とらせていただきましたものですから、丁寧に説明をしていただいて、どこを変えたかというところを明確に説明をする必要があると思ひまして、ちょっと時間をかけまして全体像をご説明申し上げました。科学的な話に関しても参考資料の中にきちんと書く必要があるということで書かせました。

これからが本当の議論でございますので、ぜひこの内容に関しましてご議論をいただいて、そしてよりよいものにしたいと思ひます。いかがでしょうか。

どうぞ。

(高久委員) 非常に簡単なことですが、9ページのイの社会的妥当性の中で、パーキンソン病、糖尿病と書いていますが、糖尿病に治療法がないという表現はおかしい。入れるとすれば 型糖尿病、あるいは重症糖尿病にされた方がよいと思ひます。細かいことですが。

(薬師寺会長) ほかにいかがでしょうか、制度もございますけれども。

(石井委員) 中身に入る前に、全体を一括してお聞きになるということでしょうか。

(薬師寺会長) 各章とか、そういうようなことですか、どちらがよろしいでしょうか。

(石井委員) 議論を積み重ねるためには、一つずつ進めた方がいいと思ひます。

(薬師寺会長) 第1章とか2章とか、そういうことでよろしゅうございますか。

(石井委員) 全体としてこういう形で進めるということではどうかについて、まず議論する必要があると思ひます。

(薬師寺会長) 私はこういう文章を書いておりますけれども、そこについてどういうふうに直すべきなのか、議論をしていただきたいと思います。

それでは、1章、2章をしまして、その前に西川先生。

(西川委員) 高久先生のお話で、具体的な名前を出すのは余りにも限定的であって、変性疾患全部に当たるわけですから、何か例が必要であっても、余りこういう名前を書かなくてもいいような気がしたんですけれども。

(薬師寺会長) わかりました。

それでは、先生方、よろしいでしょうか。

それでは、1章から始めましょうか、それでいかがでしょうか。

(島菌委員) 私の参考資料1に大方の点がこの第1章に、第1章というのははじめにですか。

(薬師寺会長) 先生の場合は第2章ですので、2章のときに先生、お願いいたします。

それでは、第1章はまた戻っても結構でございますけれども、よろしゅうございますか。

(島菌委員) この本研究の出発点となったという言葉の意味を少しご説明をいただきたいと思うんですけれども。

(外山参事官) これを出発点をするかどうかというのは、先生ご存じのように議論はあったわけでございまして、つまりヒト胚小委における研究材料として使用するために、線を引っ張った新たな受精によりヒト胚を作成しないこととしたという原則、この原則、ほかにもありますけれども、ここから論を発してこなかったんじゃないかというふうにおっしゃっていた先生方もいらっしゃって、たしか報告書の概要素案のときに、こういうことを入れるのかどうなのかと、迷って議論されたと思います。

しかし、そうはいつでも先ほどの4ページに書いてあるヒト受精胚の取扱いの基本原則のところ、人の尊厳を踏まえたヒト受精胚の尊重に原則ということで、ヒト受精胚を損なう取扱いを認められないことを原則とするというふうに、この原則論に立った基本原則の流れが示されている以上、これらが本検討の出発点となったと書いてもいいのではないかというご意見があったため、ここに記載したという考え方でございます。

(薬師寺会長) 位田先生、何か、もうよろしいですか。

(位田委員) おっしゃることはよくわかるんですが、ここのパラグラフの前半部分、つまり最初の5行と「また」以下にある6行分というのは、少し次元の違う話だと思うんですね。

というのは、ヒト胚研究小委員会が示した研究のためにヒト胚を作成しないという原則は、これが少なくともこの我々が議論するまでの人の胚に関する我が国の倫理原則であったらと思いますので、それを示す必要があるというふうに思います。その上で、「また」以下については、確かにこういうふうな答申を出し

ましたし、私もこの答申を出すワーキンググループの座長もしておりましたので、これはおっしゃるとおりだと思います。

したがって、本検討の出発点という表現に若干引っかかりを感じるので、私の提案としては最初の5行の「必要である」としたというところの後に、したがってこれが、これがというのはこの原則がという意味ですが、この原則がこれまでの我が国のヒト胚に関する取扱いの倫理規範であったと、そういう趣旨の一文を入れていただければ、あと「また」以下続くかと思います。

(薬師寺会長) それでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、そういたします。

それでは、2章に入ってよろしゅうございますか。

(島藺委員) 検討の背景の3番目なのですが、ヒト胚の取扱いに対して、より一般的、包括的に議論するべきと、これはずっと基本的な方針として科学技術会議から総合科学技術会議、そしてそのもとの生命倫理委員会から生命倫理専門調査会へと引き継がれてきたと思うんですね。しかし、今回のこの検討はそういうところへ至らなかったという大きな問題があると思うんですが、その辺のところはもう少し明確にすべきではないだろうかと考えております。

それから、もう一つここに中間報告書との関係ですが、中間報告書とその後の展開は随分急に変わったという印象を私は持っておりまして、そこら辺のところの説明が必要ではないだろうかと考えております。

(薬師寺会長) 前にも先生はそういうふうにおっしゃって、文章としてはどういうふうに変えればよろしいでしょうか。例えば、今、位田先生がおっしゃったように直すところは直したいと思いますが、これは事実として包括的に議論すべきとの指摘がなされているということでございます。

(島藺委員) これを確認するような文章にしていきたいと思います。これが必要なことであり、今後も必要なことであると。

(薬師寺会長) それはいかがでしょうか、ほかの先生のご意見も伺わないと。

(西川委員) いつも言っているんですけども、それをどこでどういうふうにやるかという問題であって、ジェネラルな話としてそれは正しいということと、総合科学技術会議の委員会で、その枠内で全くやってこなかったのかという認識との問題であって、僕は十分ヒト胚についても議論したと思っています。けれども、島藺先生のおっしゃる意味で、例えば歴史的背景から、さまざまな国の違いから、

それを全部総括したということがこの場所でやられるべきであったかどうかというのは、何遍も議論しましたが、それをやるというふうな形の場所ではないような気がしたのです。

(島菌委員) 今まで幾つかの報告書が出ておりますが、それは常にヒト胚の包括的な倫理規範を考察するという課題が将来に残されているということで、それを今回は取り組むということでこの審議が始まりました。しかし、今回これをやってみて、なおそのところが非常に中途半端であるということが確認せざるを得ない状況であると思うんですね。そのことをはっきり書いておくべきであるというふうに思います。そして、それは将来、これは最後のところにかかわりますけれども、そのことが書いていない、今後その問題をどこでどのように検討するのかということを確認しておくべきだと思います。

(薬師寺会長) 記録に一応とどめたいと思いますけれども、ほかにはいかがでしょうか。

(島菌委員) 記録にとどめるのではなくて、そのような文章を入れるようにこのところを。

(薬師寺会長) それは入れるということにしまして、私は司会をやらせていただきますけれども、よろしゅうございますか。

(高久委員) 35回になります、最初からヒト胚に関して包括的に議論をしようということで今までやってきたのだと思います。この問題は永久の課題です。35回もやっている、この文章で私は良いと思います。切りがない。

(藤本委員) 例えば、いろいろな方をヒアリングして、覚えているだけでも仏教の方とキリスト教の方とで全く違う。ですから、ヒト胚というものの自体に、あるいはその作成に対するそれぞれの考え方が多様にあるわが国であるという認識は私もあったのですが、一つのコンセンサスがそこから導き出せるという感覚は今まで私がここで議論してきて持ったことはないのです。そういうものが島菌先生は見つけられるという感覚を持っておられるなら、その根拠を示していただきたいと思うだけです。

(薬師寺会長) もうよろしゅうございますか。

(島菌委員) 今ご質問があったので、そういうふうなことを言っているのではなくて、統一した見解ができるということではない。国民が理解できるように問題のありかを示すということで、これは一貫して森亘委員長、それから井村裕夫会

長、ずっと堅持してこられたものでありますので、薬師寺会長のところでこれが変わるといふことになると非常に大きな問題なので、そのところはぜひ堅持していただくといふことをはっきり示すべきであると。

(薬師寺会長) ほかにいかがでしょうか。

私は何しろ9回、途中から入っておりますので、過去の全体の包括的、一般的といふことに関しては判断が少しつきません。それに関しまして、いかがでしょうか。

(垣添委員) 私は薬師寺会長の代になってから、この一般的、包括的に議論するといふ態度が変わったとは思いません。ですから、私はこのままの文章でよろしいかと思ひます。

(町野委員) 私も、井村会長のときから既にこのような方針になっていたと思ひます。先ほど高久先生がおっしゃられましたとおり、最初は全部議論しようといふことでスタートしたことも事実です。しかし、全部を包括的に議論していたら恐らくまとまらないし、何を議論していいかわからないのは困ったものであるといふことで、まずクローン胚とか、そういう具体的な問題から議論を始めていって、全体のことを考えようといふことになったのです。着床前診断についても議論しようといふ意見があったのはそのうちの一つです。ご存じのように、それは入りませんでした。

ですから、私は必ずしも中途半端で終わったとは思わない。要するに、この調査会としてはまだ議論すべき問題は沢山あり、その意味で途上であるといふことは確かですが、この報告書の議論が中途半端とは思いません。ただ島菌先生が言われる趣旨もわかります。さらに議論を続けなきゃいけないといふことで書かれるのは、私はそれはそれで結構だろうと思ひます。その趣旨、さらにいろいろなヒト胚の保護の問題について、ヒト胚の生命の萌芽としての地位にかんがみ、議論するといふ必要性とは依然としていろいろな分野で残っている、そのような文章を入れていただくことだけでいいのではないかと思ひます。

(外山参事官) 差し出がましいですけれども、そういった余韻につきましては、例えば第5のむすびとか、広がりを持ったあれはいろいろ今回むすびに何も提案してございませんので。

(薬師寺会長) 私は短いので、言う資格はありませんけれども、私になって包括的、一般的かわかりませんが、かなり科学的ないわゆるヒアリングを整除

立ててやったつもりです。ですから、それが一般的、包括的というのはそれぞれ考え方が多分おありだと思います。ずっと議論されてきた先生ですから、ですから今、うちの外山参事官が言ったように後ろの方で、それから町野先生のいわゆるご提案も入れて、継続すべきであろうと、こういうような言い方でよろしいでしょうか、島園先生。

(島園委員)そこで考慮したことがまた初めに返ってくるという形で今後検討していただければと思います。

(薬師寺会長)それでは、第2章にまいりたいと思います。

(石井委員)1章と関係するので、最初に発言させていただきますが、2章の2の(3)の基本原則についてです。1章の2の出発点として、下線が引いてある「研究材料として使用するために、新たに受精によりヒト胚を作成しないこと」という原則を了承した。この原則が基本原則に反映してないと思うのです。ここではヒト受精胚を損なう取扱いが認められないことを原則とすると書いてありますけれども、ヒト胚を研究のために作成しないことを原則とすることについて合意があったとは認識しているのですが、そのところがはっきりしない。そこなう取扱いが認められないだけでなく、研究のために作成しないという原則がある。その例外をどうするかという話なのだと思います。

(薬師寺会長)その辺はいかがでございましょうか、そういうご議論をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(位田委員)今の石井委員の意見をサポートいたします。

(薬師寺会長)よろしゅうございますか、特に異論はございませんか。大丈夫ですか、ほかの先生方。

(町野委員)ちょっとわからなかったのですが、どこをどう直すということなのですか。

(薬師寺会長)具体的に、そうすると文章としては石井先生、位田先生もどういうふうになりましょう。

(石井委員)受精胚については、研究のために作成しないということを原則とするという形で入れていただきたいと思いますと思うのですが。

(薬師寺会長)今の4ページの(3)のアですね。

(町野委員)挿入ですからどこかに入るのですね。前の言葉を削って変えるわけじゃないですよ。削って変えるのですか。

(薬師寺会長) 文章案はどのようなふうになるんでしょうか、今ちょっと混乱がありますけれども、今4ページの2章の議論をしている途中でございまして、(3)の基本原則のところの文章を今議論しているところでございます。いかがでしょうか。

(高久委員) 4ページのところでヒト受精胚を損なう取扱いが認められないということになると、ES細胞も認められないということにならないのですか。

(薬師寺会長) それは例外で、私もずっとこれを見ているんですけども、これには議論の流れとして、ヒト受精胚の地位はヒトの生命の萌芽です。それで、研究目的で受精胚の作成というところで、これは井村先生がおつくりになったのですけれども、原則認められない一致だと。それで、例外を認めるか、例外を認めないかという議論になっております。だから、多分そういう点ではそういうこれは既に皆さんがお認めいただいたので、そういうことで。

(高久委員) イの方で例外と書いてますので、結構です。

(薬師寺会長) それでは、事務局、何かありますか。

(外山参事官) ちょっと失礼ですけれども、損なわないというのは新たに作成しないということも含めて広い概念でありまして、ですからヒト受精胚の取扱いが認められないというのは広くとっているわけでありまして。したがって、例えば余剰胚の問題であるとか、あるいはつくってからの取扱いであるとか、そういうことも含めているので、全体を削除すると今までの取扱いに関して全部崩れてくると思われましてけれども。

(位田委員) 提案です。2行目の特に尊重しなければならないという後に入れる文章は、きちっとした文章はもう一度考えないといけません、趣旨はこういうことです。「これまで我々が堅持してきた研究材料として使用するために、新たに受精によりヒト胚を作成しないこととした原則はこれに基づく」という一文を入れます。「このためヒト受精胚の取扱いについては」というのは必ずしも要らないんじゃないかと思えます。それに続けて「ヒト受精胚を損なう取扱いが認められないことは言うまでもない」と。町野先生がおっしゃったように、ヒト受精胚を損なう取扱いは認められないというのは入れておかないと、ここを削除してしまうと話が違ってくると思えます。

(薬師寺会長) 今、そういう折衷案ですが、よろしゅうございますか。石井先生の趣旨としてはこれで。

(位田委員)これが原則で、したがってそれに対しては例外といろいろな条件があるという、もう少し文章はブラッシュアップしないとイケないと思いますが、そういう形でいかがでしょうか。

(町野委員)要するに、「原則」の中にヒト胚の作成禁止のことも入れろ、ということだけですよ。それだけの簡単なことでしょう。先ほどのご説明で「損なう」の中に「作成」も入るとするのは、どう考えても無理があるので、ちょっと文章を変えて、全体として意味が通じるようにしていただければそれで結構だと思います。

(薬師寺会長)かしこまりました。では、そういうふうにさせていただきます。よろしゅうございますね。

それでは、その後いかがでしょうか。

(曾野委員)内容ではなくて、言葉の問題ですが、「損なう取扱いが認められない」という拒否の拒否の形をとると本当にわからないので、ご考慮下さい。

もう一つ、私はわからなかったのは2ページのヒト受精胚、第2というところで1、ヒト受精胚の研究等の現状というのがあるって、(1)の定義の次に、クローン技術規制法は、胚を、一の細胞、一の細胞と読んでいいのですか、これは何の意味なんでしょう。

(外山参事官)これは法律にそういうふうな表現をしているので、一つの細胞と、一個と。

(曾野委員)一個なのですね。一の細胞というと、私はたとえば同法2条1項1号というようなものがあるって、その中に一の項目に示された細胞かと最初に読んだときに思ったのです。

(薬師寺会長)非常に崇高なご指摘をいただきまして、私は役人とか法律家の文章というのは、なかなか文章としては読めないところがあるって、ご指摘を直させていただきます。

(曾野委員)何とかわかるように補足していただければと思います。

(薬師寺会長)直せない、そのところじゃなくて、先ほどの4ページの方は、私は法律を直す人ではありません。すみません。

(外山参事官)法律の言葉をそのまま引用せず、かぎ括弧を外して、国民にわかるような形の表現をした方がご提案の趣旨にかなうと思います。

(薬師寺会長)私は法律を直せというのかと怒られましたが、そのつもりではあ

りません。

ほかにいかがでしょうか。

(島蘭委員) 3ページの上から5行目のところ、下線の引いてあるところですが、ここは以前は「ヒト受精胚の作成・利用が行われているとみられる」となっていた。「とみられる」がなくなったわけなんです、これは非常に大きな問題で、何でそんなふうに変えられるんだらうかということが大いに問題です。

というのは、ここはヒト受精胚の作成・利用が行われているかどうかについての調査・検討をこの調査会ではなし得なかった。また、それを日本産科婦人科学会に求めたけれども、十分な資料が得られなかった。したがって、どのような形で受精胚の作成・利用が行われているかについての実情がほとんどわかっていないわけであります。

その前に説明もついておりますが、「受精過程の研究」云々と、そのわからないことをそのまま書くというのは大変不誠実であると思いますので、ここをどのように書き直したらいいか、ご検討いただきたいと思います。

(薬師寺会長) どういうふうにいたしましょうか、このところは何か提案をしていただければよろしいと思いますけれども、「みられる」というようなやや無責任な書き方はよそうというご意見もありましたものですからこのように。

(島蘭委員) しているとの主張といいいますか、産科婦人科学会からはそのようにディクレアされているというふうにして、今後その実情について詳細を検討する必要があるということを書き加えればと思います。

(薬師寺会長) それでよろしゅうございますか、ほかの先生方。

(西川委員) これも僕の記憶で申しわけないんですが、一応すべてが網羅されているかわからないけれども、倫理委員会を通ったヒト受精胚作成の研究についてはリストが出ました。そのとき僕が京都大学の学位審査委員としての経験で具体例を述べた覚えがあるのですが、ですから一例、一例について例えば2細胞期から blastosystem でいくための何の研究があるというようなことをおっしゃっているのか、そもそも一度リストがかなり出て、しかしこれで全部網羅されているかどうかはわからないという議論はした覚えがあります。しかし、倫理委員会はその分きちっとしている機関においては、すべての受精胚作成における研究については倫理委員会を通過しているという話になっていると思うのです。けれども、もちろんそれ以外にあるかどうか調べられないというところで、さらに調べる

というのが島藺先生のおっしゃっていることでしょうか。

(島藺委員)産科婦人科学会の会告は非常に漠然とした緩いものでありまして、どのような基準で行われるかということをはっきり示していない。例えば、受精胚を作成して利用するのか、あるいは余剰胚を使うのか、私が見た限りではかなりの研究は余剰胚を使うというふうにはっきり書いてございます。本当に受精胚を新たに作成して利用したものがあるのかどうか、これは少なくともこの調査会では検討されていないと思います。

(薬師寺会長)ほかにいかがでしょうか。

(藤本委員)ただいまの島藺先生の問い合わせですけれども、これは平成12年のときの小委員会、科学技術会議のときのヒト胚小委員会で百二十何施設の資料をもって私が説明しました。その中では、受精胚は生殖医療の基礎的研究のために、結果としてできるか、それから作成することを計画して行う研究かは別にして、できているということは申し上げたと思います。

それから、この間また85施設の研究題目について提出させていただきました。これは何回も申し上げていますように、研究施設名とか、具体的な研究の内容については研究者のプライバシーといいますか、インディペンデンスを保たなければならないということであえて削除をしてあるわけです。しかし、題目からご判断いただきますと、当然受精胚が作成されているということは推測できるものであります。

それから、またこの3ページの上の方に書かれてあることは、生殖補助医療研究における現状を書いたただけでございます、ここに細かい現状の説明まで要求するというのはこういう報告書の中では適切かどうかと思うのです。もし細かいことがどうしても必要であれば、また新たに場を変えてその内容をご確認いただくということがあってもよろしいかと思えます。けれども、この報告書に細かいことまで書き込むことに本当に妥当性があるのかどうか、私は実際行われているか、行われていないかということだけで、行われていると書かれただけで十分だと理解します。

(勝木委員)私は、前の科学技術会議のときの第12回ヒト胚小委員会を少し調べてみました。そこでは、確かに藤本先生が資料をお出しになって、議論が行われております。

その中で、委員としては武田先生の時代の話ですが、会告の中で不妊治療のた

めに作られた受精胚の研究利用についてインフォームド・コンセントをとって、14日胚までの研究は可能であるということはやりなさいという規定がその当てもございました。しかし、研究目的だけに使うために未受精卵をつくっているというのは、実際上はインフォームド・コンセントのとりようがありません。したがって、実際には不妊治療のためにできた受精胚を余剰胚として使っているんだということが現実でした。議論としては研究目的のために胚をつくったわけではないんだということが事実だと思われまます。そういうことを踏まえて、純粹に研究目的だけの受精胚の作成は既成事実としてもないんだということが議論されて、その結果として小委員会の結論は新たに研究のための受精胚をつくらないということを決めたというのが、私の調査結果です。

したがって、研究目的のヒト受精胚の作製が実際に行われていたとすれば、それは会告から外れたことであります。既成事実を次々に積み重ねて、それをただひたすら追認するのでは、本調査会の意味がなくなります。ここは一度きちっと整理をして、そしてその上でどう考えるかという議論をすべきではないか。特に受精胚をつくるということに関しては、産科婦人科学会の先生方が大きな役割を果たされますので、産科婦人科学会の先生方に対する信頼というのは不可欠になります。ですから、そこをきちっとしない限り、これを実際に運用すると疑惑の目で見られるとすれば、それは先生方にとってもいいことではないわけですから、私は研究目的の胚の作成は行われていなかったことを、はっきりすべきだと思います。

以上です。

(藤本委員) ちょっとそのことについてです。

この場合の研究はいわゆる一般的な研究でなくて(昭和60年会告)、生殖医療に関する研究というふうに限定されまして、これはよろしいですね。それ以外の研究目的の受精胚の作成はしないという、そういう理解を共通に持っていたと思うんですけども。

(勝木委員) いえいえ、その前に生殖目的の研究もその中に含まれておりました。ですから、やらない中に含まれています。

そのほかに、14日胚までの研究をどう考えるか。技術が進んだ現代の新たな事態としてどう捉えるかということはまだ議論されていないと思います。しかし、余剰胚を使って研究を行っていたということは、確かにデファクトである可能性

がある。

以上です。

(藤本委員) 当時は余剰胚という言葉もなかったと思いますし、まだ一部でしか使われていなかった状況ですけれども、生殖医学の基礎的な研究には精子、卵子の提供を受けて、受精現象等を研究するという、これは昭和60年の会告ですけれども、当時認められていることであるわけです。ですから、ヒト胚小委員会で生殖医療の基礎的研究であっても、新たに受精胚をつくらないと理解をしたということは、何かそこで食い違いがあったような気がいたします。以前にもこのディスカッションをしました。

(薬師寺会長) この辺はいつも引っかかっておりますので、少し建設的にこの文章のところを。

(位田委員) 私も前から生命倫理委員会、ヒト胚小委員会に出ておりまして、武田先生はヒト受精胚を生殖補助医療研究ではつくっていないという趣旨のことをおっしゃっていたのですが、藤本先生が来られて、今こういうふうに産科婦人科学会ではなっていますというご説明をされたときには、実際につくっているという趣旨のことをおっしゃったと再認識しております。

そうすると、問題は原則としてはヒト受精胚を研究目的でつくってはいけないということなのですが、日本産科婦人科学会の会告が生殖補助医療研究目的でヒト受精胚を作成してもいいと、そういう趣旨を本来含んでいたかどうかということがはっきりすれば、もしくはその趣旨のことを書けば、単に事実としてヒト受精胚の作成・利用が行われているということではなくて、国は特段の規制を設けてはいないけれども、産科婦人科学会は、生殖補助医療研究のためであればという限定つきでヒト受精胚の作成・利用を認めていたという、そういうふうには書ければ一番はっきりするかと。したがって、今までのリストを見ればその会告に従って、実際にヒト受精胚の作成・利用が行われている例があると、そういうことと思います。

(薬師寺会長) 島菌先生、その前に藤本先生、その辺はいかがですか、知っていますか。

(藤本委員) それは会告をよくお読みになるとおわかりいただけると思いますが、人の卵子や精子を用いての受精や着床に関する基礎的研究、これは容認されているのです。ですから、卵子、精子を用いての受精に関する基礎的研究は容認さ

れているということで、当然受精に関する研究、受精現象の後の受精卵の発育に関する研究ができるわけですので、そういう理解でおわかりいただけるかと思えます。

(薬師寺会長) そうすると、位田先生、このところはどういうふうに行けばよるしいですか。案としては、今の藤本先生の言ったところは参考資料か、あるいはそのところに書きますか。

(島園委員) ここは産科婦人科学会の非常に緩い何でもできるような感じの会告になっているので、それが国が認めたわけでも何でもないというふうに思います。これはもしヒト胚の取扱いに関することでしたら、生殖補助医療というのは本来ならば正面から取り上げて、十分に検討して、生殖補助医療において受精胚はどう取り扱われているかということを経論すべきところであったと、しかしそれがほとんどできなかつたということが明らかになったわけですから、藤本先生がおっしゃるように、ここに何も書かれてないこと書くことはできないわけですから、そのことをはっきり書きまして、今後そこを正面から検討すると。ここはまだ判断できないことがたくさんある、実情がわかってないわけですから、それについて報告されていないし、それについてまとまった議論は全くしていないと、そのことをはっきりさせるべき、そういう文言にすべきだと思います。

(薬師寺会長) いかがでしょうか。

(勝木委員) 位田先生も、結局あるデファクトを認めるというようなおっしゃり方をしましたが私は反対です。私はそれは新たな事態が今発生しているのだと思います。

それで、藤本先生がおっしゃるように生殖医療に関して、不妊に悩むご夫婦がそれを解決するために体外受精をしているという、そういう状態、あくまでそういう不妊の2人の了解を得て初めて出発するわけです。そのときに、いろいろなタイプの病気や状況があるわけでしょうから、それに対して、これは、もしかするとそもそもの研究を深めないで解決しないのだろうと思われ多ときに初めてインフォームド・コンセントから始まって物事が起こり始めるのだと思うのです。

お聞きしていると、ちょっと私の誤解だと申し訳ありませんが、全然関係のない男女から、片や未受精卵をとり、片や精子をとりというような研究まで認められているように聞こえるのですが、そもそも不妊治療で体外受精を認めるという趣旨からいって起こり得ないことが前提となっているのではないかと。そういう疑

いを持たれるというのは大変不幸なことだと私は思うのです。

つまり会告の趣旨から外れていきますから。次々にそれは拡大解釈されて、幾らでも何でも生殖医療と関係するという形で研究目的の受精卵が作られるということになりますので、これははっきりしておいていただきたい。デファクトとしてそれがあるとすれば、それは、会告の趣旨に沿っていないので、今から罰するというようなことはしないで、今後はなくすような、つまり透明性のある規則で運用していただきたい。そのことがないと、まず既成事実がいっぱいあって、それを全部、追認しますよという話になりかねないと思います。

(石井委員)ここで会告がどういうものであるかということを決めることはできないと思います。ここは事実を書くこととすれば、行われているということをお我々は確認していないけれども、登録されていることは確認されているのではないかと思いますので、2行目のところの、「登録された」形を最後に持ってきて、作成・利用する研究が登録されているということを事実として書くのはどうかと思うのですが。

(薬師寺会長)位田先生も同じ大体考えですか。

(位田委員)私はちょっと先ほどの勝木先生の意見とは違って、今、石井先生がおっしゃったように、ここは事実を述べる。つまり研究の現状というところから、確かにヒト胚小委員会は受精胚をつくってはいけないという原則を設定したけれども、いいか悪いかは別として、産科婦人科学会ではその会告でヒト受精胚の作成を認めてきた。そういう事実があるという話で、したがって会告に基づいてこれこれこういう研究等でヒト受精胚の作成・利用をする研究が登録されていると。それが産科婦人科学会の会告もしくはそれに基づいて行われた研究がよかったか、悪かったかという話はここでする話ではなくて、ほかのところで行うか、もしくは国民一般が判断をすると、そういう話だろうと思います。

(勝木委員)それは違うと思います。いいかどうかを言っているのではなくて、余剰胚を使っていたということが事実だと思うのです。それを今の段階で違うように解釈して行われていたということの方が私は間違いだという主張なのです。事実認識はそうではないですか。もしそういうことが行われたとしたら、それは今まで議論してきた遵守事項の原則が破れてしまいます。私は余剰胚の研究利用をデファクトとして認めるのは何遍も申しますが、学会を信用して、産科婦人科学会の規則というものの運用を我々はそういうふうに認識しておりました。

(薬師寺会長) 今、勝木先生のお考えも意見表明としてよくわかりました。ただ、こここのところの文章をどうするかというのが私としては一番懸案でございます。

(高久委員) 受精過程の研究というと当然余剰胚ではできないわけですから、余剰胚だけでということはありません。

登録されているでも良いと思います。我々が研究室に行って実際にやっているかどうかを確認することは不可能ですから、この原文のままで私は良いと考えます。

(島藺委員) 今、高久先生がおっしゃったようなことでしたら、その前のところは受精過程の研究及び余剰胚を用いた胚の成熟過程に関する研究、胚の培養条件に関する研究と、こうすればいいと思いますし、別に実験室に行かなくても論文を見れば、どういう条件で研究がなされたか、どのように胚をとってきたか、かなりわかるはずですので、十分に検討できることだと思います。

(薬師寺会長) 文章案としては、位田先生、助けてください。

(位田委員) 私はデファクトに認めているという立場ではありませんが、ここは事実としてどうなるかということ述べる場所なので、次のようではいかがかと。

「現在、国は」というそのこのパラグラフです。2行目の「同学会の会告に基づいて登録された」のそのすぐ後に出てくる文章ですが、「同学会の会告では、生殖医学発展のための基礎的研究及び不妊症の治療等の進歩に貢献する目的でヒト受精胚の作成・利用を認めてきた。これに基づいて、これまで同学会では」3行目の一番最後ですが、「受精効率を上げるための」云々で、「ヒト受精胚の作成・利用をする研究が登録されている」というふうを書くか、もしくは「これに基づいて」、登録されているということは必ずしも言わなくてもいいかもしれませんが、「作成・利用が行われている」という趣旨のことが入れば。

ちょっと付言しますと、私もヒト胚研究小委員会に出ていたときに、武田先生は勝木先生がおっしゃったように、余剰卵を使った研究はやっていますというふうにおっしゃったと思うのです。ところが藤本先生はそれだけではなくて、実際に受精胚をつくる、結果的につくるか、意図的につくるかは別として、結果的に事実としてヒト受精胚が作成されているということがあるのだとおっしゃった。ある意味では私の中で情報が少し錯綜して、いい、悪いは別としてそういう状況であったということであれば、そういう意味で私は今会告の意味をご質問したわけで、会告の意味が受精胚の作成・利用を認めているということであれば、そう

いうふうを書くべきかと思います。

その上で、そのことが産科婦人科学会の会告及びその取扱いがよかったかどうかというのは、その次のページ、4ページの(3)ヒト受精胚の取扱いの基本原則の受精胚の尊重の原則というところの例外に当たるかどうか、それからそのときには条件に合致しているかどうかということが改めて考えられなければいけないと思います。

(西川委員) 混乱したので、ちょっとさっき事務局に聞いたら、基本的にはこの制度の内容のところ、ここで決めたことに、これは産科学会がイエスとおっしゃるかどうかわからないけれども、従うという一応これが決まればそういう縛りが来るのではないですか。受精胚の作成・利用、目的の制限のところ、ガイドラインのない、ごめんなさい、ずっと後なんです、制度的枠組みの中で……。

(薬師寺会長) 先生、何ページですか。

(西川委員) 11ページ、何かちょっと気になっていたのも、一応事務局の方も多分そういうイメージだということです。ですから、「強制力を伴い」云々というのがありますけれども、ここでガイドラインの内容として生殖補助医療まで含むとすると、基本的には産科学会がそれに従う必要が出てくるんじゃないですか。

(薬師寺会長) そろそろいろいろな意見が……。

(島園委員) この3のところはどうなるかは5ページのアと結びついておりまして、これはこの文章の最も重要な部分の一つになると思うんです。生殖補助医療研究の目的での作成・利用ということ新たに何かを認めるかのようなそういうことになるのか、それとも従来の原則がここで堅持されているのか、そこが非常にかかってくるわけであって、したがってこの4行目のところの生殖補助医療研究のためのヒト受精胚の作成・利用は容認せざるを得ないものとする。この文章の意味がよくわからない。そして、その前にその根拠として今までなされてきたかということが挙げられるとすれば、非常にこれはおかしい。従来の研究が不透明、不明朗なところを隠しているとすれば非常に大きな問題なので、そこを検討しないで新たに何か認められたかのような表現、今まさにおっしゃったように、産科婦人科学会の会告をオーソライズしたというふうなことには決してなっ

てはいけないというふうに思います。

(薬師寺会長) それは私も賛成です。

(位田委員) 私はまだそこまで議論は至っていないと思うのです。西川先生がお

っしゃるとおりに、この第4章の制度的枠組みの中で、何らかの生殖補助医療研究に関する枠組みができれば、それ以降は当然産科婦人科学会はそれに従うべきだと思いますが、ここはそうではなくて、今どうなっているか、もしくはこれまでどうなっているかということ述べているので、少し違うと思います。

(島蘭委員)先ほどの位田先生がおっしゃったので、事実を述べるのならば登録されていると述べるのだけではなく、行われているということを確認するまでにはまだ至っていないと。

(石井委員)位田先生の案についてなのですが、先ほども申しましたように、ここで会告そのものについてこうだということは適当でないので、会告が作成・利用を認めていると言うことについては反対です。事実として、登録されていることはあるかもしれないけれども、会告がそれを認めているかどうかということは、会告の解釈にかかわるし、明示的に作成・利用ということ認めるという会告の文章ではないと思いますので、それを会告は認めているというふうに入れることには反対です。

(薬師寺会長)随分いろいろなお考えが出て、少し私も司会者として、会長として……。

(町野委員)また勝木先生がびっくりされたら困るのですけれども、勝木先生のご意思に沿った方がいいんじゃないかと思います。

研究目的のためにわざわざ受精胚を使う、あるいはつくられた受精胚を研究目的に使うということは、かなり長いことタブーの領域であったことは間違いのないわけです。だから産科婦人科学会等を非難するかという問題ではなくても、ほかの研究と同列に、このようなことがあった、とさらりと書くには、かなり抵抗があるように思います。そこで、この文章の一番最初に、国としては何の指針もなく…というようなものが最初に来て、しかし一方ではこのようなことが行われていたというぐあいを書くということによろしいのではないかと思います。

(薬師寺会長)よろしいですか。

助かりました。そういうことによろしゅうございますか。産科婦人科学会を責めるということはもうしないということは確認しておりますので。

(島蘭委員)責めるという言い方はあれですが、会告があるならば会告に基づく十分な審査が行われていたかどうか、それは検証していただかなきゃならない、当然のことだと思います。

(薬師寺会長) それでは、ほかの2章はいかがでしょうか。

(島園委員) 今のと関係しまして、5ページのAのところですが、ここは前回から少し変わっておりますけれども、相変わらず非常にあいまいな表現になっているのではなからうかと。この「生殖補助医療研究のためのヒト受精胚の作成・利用は容認せざるを得ないものとする」というのは、今の実情との関係をどういうふうにとらえるかということがわかるようにする必要があります。

(薬師寺会長) せっかくだから、曾野先生、よろしくお願いします。

(曾野委員) 侵襲というのは蒙古襲来じゃないので、もう少し別な言葉をお使いいただければと思います。

(薬師寺会長) 私も医学部の人と考えると、先生もご存じのようにみんなインベイスブルという言葉ですよね。これはどうでしょうか、何かいい言葉はございますかね、普通、侵襲と蒙古襲来。

(町野委員) どういう言葉を使ったらいいか、私はむしろ曾野委員にお聞かせいただきたいと思います。これは法律の方では、ドイツ語のEingriffの翻訳として一番最初に唄孝一先生がお使いになったのが最初だと理解しております、医学のことは知りませんでした。適切な言葉として何がいいかは、我々も常に考えてきたところなので、ぜひその辺よろしくお願ひしたいと思います。

(曾野委員) 英語もドイツ語ももとはわかりませんが、逸脱と普通申します。研究の範囲の規制を逸脱するとか。

(薬師寺会長) わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

(位田委員) ここの第2章は1がヒト胚研究の現状で、2が位置付けで取扱いの検討というところまで来て、こういう取扱いをするべきだと一応の結論を受けていますから、ここで制度的枠組みの話をしするべきだと思います。

というのは、最後の第4章の制度的枠組みは、基本的考え方のところ、(1)だけで(2)がないのはちょっとおかしいのですけれども、2.の制度の内容というのは、具体的な内容もしくは基本的な制度枠組みの考え方を書くべき話であって、ここは必ずしもその制度の内容をきちっと書き込んであるわけではありません。これを全部第2章に移せと言うつもりはありませんけれども、生命倫理専門調査会としては、これこれはやっている、もしくはこれをやらないといけないということを提言しているわけですから、それにふさわしい制度的枠組みとい

うものが必要だということを、4.もしくは6ページの(3)の未受精卵等の入手の制限の上か、3.の中で、書いた方がいいかもしれません。ちょっと私は今まだ結論は出しておりませんが、どこかで少しやはり、だから制度的枠組みがきちんと必要なのだということを言うべきです。そうでなければ、従来は産科婦人科学会の会告に任されていたが、それでは不十分だということで私は理解しておりますので、そうであれば、今度は国が制度的枠組みをつくるべきであるということを確認にするということが必要かと思えます。

(薬師寺会長) 続けてどうぞ。

(位田委員) それから、ちょっと話は飛びますが、6ページの(3)の「未受精卵等の入手の制限及び提供女性の保護」というところの3行目、「主に、生殖補助医療目的で採取された未受精卵の一部の利用が現実的であるが、」というのが、ちょっとどういうことになるかですね。「主に」ということは、それ以外に自主的にというのがあるのでしょうし、「現実的である」というのは、これはそういうふうに我々が評価するのかどうかです。その辺の言葉づかいが、少し気になります。だからどうしろという提案を、私は今、直接に持っているわけではありません。

それから、ここの(3)のところも、先ほど申し上げた制度的枠組みとも関連するのですが、例えば(3)の第1段落の下2行、「みだりな未受精卵の採取が行われないう、個々の研究において必要最小限の範囲に制限されるべきである」と。制限されるべきであるのはもちろんなんですけれども、「そのための制度が必要である」とか、そういうことも当然書かれるべきだと思います。「さらに、」のところには、「女性の保護を図る枠組みの整備が必要」というのも書いてあるわけですから。

以上です。

(薬師寺会長) 今のは、よろしいですか。

では、高久先生。

(高久委員) 前も申し上げたのですが、前回は藤本委員がおっしゃったように、家族からの提供として、骨髄移植の例が上げられます。骨髄に比べれば卵子の提供の方が侵襲はずっと少ないので、家族からの提供という事は十分あり得ることだと考えます。ボランティアの中に家族が含まれるなら、家族からの提供が希望してもできないということになると問題だと思います。

(藤本委員) ボランティアについては、後でまた議論したいのですが、

(薬師寺会長)では、ちょっとその点は……。

島菌先生、どうぞ。

(島菌委員)たくさんあって、位田先生のようにたくさん一度に言えればいいと思うんですが、5ページのAのところ、先ほどの途中になったところですが、これは生殖補助医療の中で、そのヒト受精胚の作成・利用というのがどういう位置を持っているかはまだ調べられていないわけですので、ここであたかも認めるということを前提に書くのではなくて、その前は生殖補助医療が大事だということが書いてあります。しかし、そこでヒト受精胚の作成・利用は容認するということになると、何か新たな基準がここへ入ってきたかのような意味を持たされてしまうので、ここは切って、「生殖補助医療研究のためのヒト受精胚の作成・利用は、その現状を十分に調査、検討を行い、どのような場合に容認されるかどうかをさらに検討する」と、そういうふうにするべきであろうと思います。

(薬師寺会長)これはいかがですか。何かご要望ですので、位田先生。では、藤本先生。

(藤本委員)生殖補助医療について、どういう内容の国のガイドラインあるいは法的な規制をつくるかということは、今回のこの報告書とは、私は無関係だと思うのです。生殖補助医療の現状についての実際の記述はあり得てもいいと思いますけれども、生殖補助医療をどういうふうに将来展開すべきだとか、どこに問題点があるのだとかということは、この報告書の中の項目としては、不的確なような気がします。分離して考えるべき問題だと私は思います。

(位田委員)今の藤本先生のおっしゃったのは、生殖補助医療そのもの、全体という趣旨ですか。

(藤本委員)ええ、そういうことです。

(位田委員)ここでは、生殖補助医療のための研究、そういうことです。生殖補助医療のための研究であれば、少なくとも会告で受精胚の作成・利用をこれまで認めてきたし、ここでは胚の話をしておりますので、当然この報告書の範囲に入ると思いますし、それからこの専門調査会の場で生殖補助医療研究のための受精胚の作成は認めるけれども、難病治療目的では認めないということを一応合意したと思いますので、その合意の上に立てば、当然それは中に入っていくと思いますが。それは、よろしいでしょうか。

(藤本委員)その程度の骨子はいいいんですけれども、それにまつわる事実がどうか、あまり細かくその周辺のところを記載すべき必要はないのではないかと

思います。

(薬師寺会長) 先生の言われる制度というのは、もうちょっと基本的な枠組みというような感じですか。

(位田委員) 私が申し上げている制度的枠組みというのは、一体何を規制するのか、生殖補助医療研究を規制するというだけではよくわからないので、ここに生殖補助医療とか着床前診断とか遺伝子治療とか出てきますけれども、少なくともここでは生殖補助医療研究のみ認めるという話ですので、そのためにはどのような制度的枠組みが必要かという、その制度的枠組みのプリンシプルをここに書いて、具体的な内容は第4章に書くと。

例えば、プリンシプルというのは、生殖補助医療研究のために受精胚を作成する資格のあるものがだれとか、そういうふうな問題であるとか、提供する女性の保護とか、未受精卵の入手の制限のためにどのように考えるかとか、そんなに長くなく原則的なことをここで書いておいて、具体的にそれではどういうふうな制度の内容にするかというのを第4章で書く。あまり第4章の話は今、したくないのですけれども、第4章に書かれているだけでは、文部科学省も厚生労働省も一体何をどういうふうにするにすればいいか、判断に迷われると思います。項目は挙げてあるけれども、どちらの方向を向いて議論すればいいのか、多分お困りになると思いますので、そのところは少し方向性をここで書くべきかと思います。

(薬師寺会長) 勝木先生、島藺先生、それから石井先生。

(勝木委員) 短くやりますが、やはり生殖補助医療研究目的が、ここでいう研究目的の胚の作成になるかどうかというのは、非常に重要な論点だと考えます。未受精卵と精子と別々にとって、生殖補助医療そのもの、子どもをつくることは、今はとにかくそのまま認めようということになっているわけですね。

そこで起こる問題は、不幸にしてさらに深い研究をしなければ解決しそうにない問題をヒトのプロセスで研究しようということですから、このまま解釈しますと、全く匿名の未受精卵と精子とを受精させ生殖補助医療目的に研究するということになります。不妊そのものは、その原因も症状も非常に個別性が高くて、それこそ知られたくないことがたくさん出てくることにもなりかねないし、それからまして未受精卵を保存している方が、自分のパートナーと、あるいはご主人との間で研究をするのだったらいいけれども、ほかのことについては嫌だというようなこともあり得るわけで、配慮が必要なことだと思うのです。ここは、つまりヒト胚について特別の配慮をしましょうということの一番外側、社会的といいま

すか、個々人が、私は科学的な実験からすれば、全くいろいろな組み合わせを見てコントロールをとりながら実験を進めるものですから、能率的にもそれが一番データを得やすいとは思いますが。けれども、それはそれに達する以前の問題として、生殖補助医療というものがあって、しかもそれは非常に個別のものであって、そこから問題が出てくるわけですから、これはやはり一般論として生殖補助医療の研究目的でやるということを開いてしまうのは、やはり非常に困惑することではないか。しかも、そのことに携わる医師に対する これは別に学会を責めたり、産科・婦人科の先生を責めているわけでは全然ありませんが、高い信頼が必要だと思えます。

ですから、そのことをやはり一般論として開くというのは、やはり非常に難しいのではないかと、私はそう思います。

(西川委員) ちょっとだけ、今のことに関して。

1つ、事実誤認が先生は多分あると思うので、実際に凍結で生殖補助医療が行われるのは、ずっと後なのです。凍結卵を生殖補助医療に使っていいかどうかすら議論されて、63年か何かに、凍結してもどうもないですよという話があるわけですね。実際に、最初の頃多くの実験が行われているのは、凍結しない、すなわちちとって、その採取したものをすぐに治療に使って、先生もご存じのように、必ずなるべくいいものを使うわけですが、あとはもう結局廃棄せざるを得ないというような状況でかなりの数の実験が、多分行われているのです。

ですから、産科学会の生殖補助医療も、凍結というものが入ったことによって、大きく変わります。いわゆる余剰卵という形で、今、勝木先生が心配されている部分に関しては、かなり先生の思われる方向に進んでいるのではないかと僕は思います。

(勝木委員) 現実には、ここに未受精卵の提供というところがございますよね。それが入りますと完全に、先生がおっしゃるように全く匿名性が出てくるわけですね。これが、やっていいよということになれば、医師のなかには、やりたがる人も出てきますし、やはり本来の趣旨と違ったインフォームド・コンセントの取り方などによって強く影響を受けるところだと思えます。ですから、ここは極めて慎重にやっておかないと、現実はどんどん進むと思えます。

(薬師寺会長) ありがとうございます。

それでは、島園先生。

(島園委員) 文案も含めてなのですが、ここは研究材料として使用するために、

新たに受精によりヒト胚を作成しないことという前提のもとに、生殖補助医療研究のためのヒト受精胚の作成・利用をどのような条件でなすべきかについて、十分な調査、検討を行うべきであると、そういうふうな内容になると思います。

(薬師寺会長) 石井先生、どうぞ。

(石井委員) 今の点からいくと、この「容認せざるを得ない」というのは、作成・利用であれば、生殖補助医療研究のためであればすべて認められるというふうに読めてしまうので、「認められる場合があり得る」とした方がよいと思います。

(外山参事官) 今のところですけれども、5 ページ目のアの上の2行に書いていますように、「これを踏まえた個々の事例の検討は当然必要であるが」、つまり個々の事例の検討は必要なんだけれども、研究の主な目的に対しての一般的な考察結果としてこうやってあって、個々のケース・バイ・ケースで、当然原則に照らしてこうやるというふうに書いてあるわけでございます。

(島園委員) これは、すぐ個々の場合に飛んでいっては、非常に問題がある。そう簡単に個々の場合には 非常に一般的な話から、途中で考察すべきいろいろな段階があると思います。

(薬師寺会長) 石井先生、どういうふうにすればよいでしょう。位田先生、ここは、重要なところでございますけれども。

(位田委員) 修文ですけれども、確かに「個々の事例の検討は当然必要だけれども、一般的な考察結果で容認せざるを得ないものとする」と書かれると、今、石井先生や勝木先生がおっしゃったように、一般的に認めるのだという前提になるので、そうではなくて、個々の事例を検討すれば認める場合もあり得るという、そういう趣旨の方がいいと思います。例えば最後の文章ですが、「生殖補助医療研究のためのヒト受精胚の作成・利用は容認される場合があり得る」とか「容認される事例があり得る」とか、その可能性でとめるのが、仮に一般的な考察結果であるとしても、妥当ではないかと思いますが。

(薬師寺会長) それでよろしゅうございますか。 それでは、そうさせていただきます。

石井先生。

(石井委員) 今のところではなくて、その次の件なのでございますけれども、よろしいですか。

(薬師寺会長) はい、どうぞ。

(石井委員) これは全体にかかわるのですけれども、前回は申し上げたのですが、3のところ「作成・利用」と一括してあるのは問題で、作成することと余剰胚の利用とは分けて考えるべきであると思っています。ここでは、「作成し、利用すること」が問題になっている。逆にそれだけに限るということであれば、それを明確にさせていただいた方がいいと思います。「作成・利用」という形で書いてみると、作成と余剰胚を利用することも同じ俎上検討でしているというふうに見えてしまうので、適当でないと思うのです。作成することの問題性を、一番考えなくてはいけないので、そこを明らかにする。一々「作成し、利用すること」ということが書けないのであれば、4ページの3の(1)の最初の文章に「作成し、利用すること」と書いて、「(以下、作成・利用)」というような形にする。私は、余剰胚までを含めた利用をここで検討すべきなので、作成の問題と利用の問題は分けてきちんと論ずる必要があると思います。

(薬師寺会長) この点はいかがでしょう。ご専門の先生方、どうでしょうか。

いいですか。それでは、そういう形で。

どうぞ。

(西川委員) ちょっととんちんかかんかもしれないのですが、この項立てを考えていくと、最終的に ちょっと前に戻りますが、2章のヒト受精胚の位置付けをずっと読んでいくと、この(3)に来るわけですけれども、「ヒト受精胚の取扱いの基本原則」となったときに、割と一般的な話が語られているわけです。そのときに、例外で、基本的にはこれは研究について今議論しているので、ここでわざわざ言うのはとんちんかかんかもしれませんが、医師を通してヒト胚、受精胚が一番滅失されるのは、基本的には使用もしなくなった時期です。これは、例外項目として書いておく必要性はないわけですか。

ですから、要するに、ドナーといたらおかしいですけれども、患者さんが子どもさんを得られて、もう必要なくなったというときに、まずある意味でいえば滅失するわけです。これは、例外としてもう常に行われていることなんですが、これはいいのですか。これは、例外としてわざわざ入れなくてもいいのかどうか。

(薬師寺会長) よろしいでしょうか、西川先生のご議論ですけれども、その辺はいかがでしょうか。

島菌先生。

(島菌委員) 基本的な原則に、そういうことまで入れる必要は全くないと思います。

(西川委員) ないですか、研究のことですね。

(島藺委員) 次、よろしいですか。

(薬師寺会長) では、島藺先生。それから、町野先生も手が挙がっていますので、どうぞ。

(島藺委員) この例外は、読みようによっては非常に緩くなってしまう。原則に対して、例外が人の幸福の追及ということで、非常に広がっています。そして、それについて条件ということがついて、上に書いてあるわけですが、その条件がまた広い。もっと限定しなくてはいけない。

例えば、しばしば論じられているように、難病治療のためというようなことが、ここは受精卵ですけれども、人クローン胚のときにはそうした問題になってくるわけですが、非常に限定されたことでしか、そういう「人の生命の萌芽」というのは利用するなどということがあってはいけないということをはっきりさせるために、ここに「人の生命の道具化などの事態を伴わない」という条件を入れるべきであろうと思います。これは、議論の中でも何度も出てきたことですので。

(薬師寺会長) いかがでしょうか。

町野先生、ではご意見を続けて。

(町野委員) 今のところも含めまして。

それを入れたら狭くなるかということでしたら、私はやはり依然として問題があるように思います。例外を書きますと、どうしても今のような問題が起こるということは、やはり認識しておかなければいけない。例えば、正当防衛の刑法の条文を読んで、こんなことで人が殺せるのかと思う人もかなりいるだろうと思います。それは、議論を全体として読んでみて、例外的なものだということを知っていただくというのが最終的な必要なことではないかと思います。

それから、別のことでよろしいでしょうか。

(薬師寺会長) はい、結構です。

(町野委員) これは確認ですが、先ほどの受精胚の作成の問題ですけれども、今のところ、これは、原理的にはつくることも倫理的に許されると。しかし、現在のところは……

(薬師寺会長) 先生、何ページですか。

(町野委員) すみません、5ページの真ん中ぐらいのイです。生殖補助医療研究目的の次の先天性の難病に関する・・というところですが、ここの意味は、原理的にはこういう研究目的でつくることもあり得るし、許されるだろう。しかし、現

在のところはこのような必要性が認められないから、あえて倫理的なタブーを破ってまでつくる必要はない、ということだと思います。

先ほど、この場合は許さないのは合意があったというような発言が、たしか位田委員だったと思いますけれども、ありましたが、もしそうだとすると報告書の後の部分と矛盾することになります。この報告書の構成は、ヒト受精胚とクローン胚とは倫理的な地位が同一である、人クローン胚を作成して研究するということにはヒト受精胚を研究目的で作るのと同じ問題があるという考え方です。そうすると、クローン胚作成については、例えば9ページにありますとおり、パーキンソン病治療の研究とかいろいろなものがあるわけですから、そちらについてはクローン胚を使ってES細胞を樹立して、その治療のために用いるということを確認しているのに、今度は受精胚について認めないのだったら、もうとにかく最初的前提からこれは崩れるということになります。そうすると今のような趣旨に理解するというところでよろしいわけでしょう。

(薬師寺会長) この辺は、いかがでしょうか。結局、受精胚のところは、生殖補助医療で考えるか難病で考えるかというときに、まだ議論の中で難病のいろいろな具体的な例とか、そういうものがないので、ここのところは生殖補助医療だけに限ろうと、こういうふうに私は理解しておりますけれども。

(町野委員) それでしたら、結構です。

(薬師寺会長) それでは、少しいろいろあると思いますけれども、もう時間があと30分ですので、第3章の方に。

位田先生、どうぞ。

(位田委員) 先ほど、石井委員のおっしゃった「作成し、利用する」というところに限ってしまうと、やはり利用が抜けてしまいます。ここではES細胞で余剰胚を使っていいと言っているわけですから、確かに重要なのは作成することですし、ここでの議論は作成することの問題性というのを議論しましたけれども、利用もこの報告書の範囲には入るといふ、そういうことでお願いしたいと思います。

(薬師寺会長) その辺は、少し私どもに修文も含めて教えていただければよろしいかと思います。

まだまだ2章もあると思いますけれども……

(西川委員) ボランティアのことは。

(薬師寺会長) ボランティア、どうぞ。すみません、忘れていました。

(西川委員) 先ほど、親子間とかという話が出ましたけれども、基本的には、今、

研究目的に限って考えたときに、私も日本でこういう可能性は少ないとは言いませんけれども、初めからボランティアがないと決めつけるのがいいのかどうか、僕はわかりません。ですから、それは議論したことがないし、日本といえどもいろいろな国の人々が今おられるわけで、例えばこれがどういう形で行われたかは、もちろんいろいろな形で取材されるのですが、既にボランティアの方からの卵で研究が行われた韓国の方を始め、いろいろな国の方もたくさんおられるわけです。

ですから、そのボランティアがないかどうかということについては、まず判断できない。その次に、ではそのボランティアになること自体が日本の国ではいけないのかどうかということ、1回議論しておいた方がいいのではないかと。ですから、ボランティアを認めるべきではないという根拠は、一度議論をしたらいい。ただ何となく僕たちは、そういうことは起こらないだろうと思っていてしまっている、これを明文化するのは問題だと思います。

(薬師寺会長) いかがでしょうか。

島菌先生、手が挙がっていますけれども。

(島菌委員) これは、ボランティアという言葉は麗しいんですけども、女性からそういう卵子をとるということを、一度、自発的という名のもとに認めたら、必ずいろいろな形で広がっていき、いろいろな人に非常な圧迫を加える。まさに、藤本先生のおっしゃったような、そういう近親からもらうというようなことをどれほど女性が恐れているか、産科・婦人科医であれば、そういうことを想像なさるべきだと思います。そういうことを、今、何らかの形で認めるような状況には全くないので、こんなに急にそういうことを持ち出して認めるということは、あり得ないことだと思います。

(西川委員) しかし、脳死移植をかなり引き延ばされた後で、今、生体肝移植が少なくとも4,000例という時代になっているわけです。ですから、やはりそういう問題を含めて、脳死移植も多分議論されてきたはずだし、ですからこれは島菌先生が決めた形で物を言うのは間違いだと思います。

(島菌委員) いやいや、そんなことはないです。ですから、まさにそういうものを、包括的に扱わなければいけない。ヒト胚も包括的に扱わなければいけないし、生命倫理の包括的な問題、脳死臓器移植の問題とこちらの胚の問題は密接に絡んで、人の身体、命というものをどう考えるかという共通の基盤で考えなければいけないわけで……

(薬師寺会長)ここは、当分の間、これを認めるべきでないということを書いていますので、西川先生、どうでしょう。

では、藤本先生、それから勝木先生。

(藤本委員)ちょっとその辺のところは、厚生労働省が生殖補助医療の部会でまとめた報告書をごらんになっていると思いますけれども、配偶子、特に卵子の提供というのは、提供者がいないときは、第三者の中に姉妹も含めるということも一応出ていることも事実ですし、現実にもう医療現場で、臓器移植もそうです、骨髄移植もそうですけれども、肉親間の臓器等の提供は進んでいると思うのです。患者層の気持ちというのは、これは我々が幾らここでディスカッションしてもわからない。現実のそういう事実が動いているということはやはり我々としても認識していかなければならないのではないかと思います。

(薬師寺会長)高久先生もさっき言っておられました何か家族の話というのは、一体どういうふうに考えればいいのでしょうか。

(高久委員)何回も言っているのですが、脊髄損傷は若いときに起きて、一生涯車椅子の生活ですから非常に大変な状況です。家族、特に母親の中には、どうしても治してあげたい。すぐに現実化しなくても、自分の卵子を使って、自分の子どもあるいは兄や弟が治るような研究をしてくれという、そういうボランティアは必ず現れてくる。初めからそんなことはだめよというのは、非人道的なことではないか。その様に前から言ってきました。

(薬師寺会長)石井先生のご意見、それから藤本先生。

(石井委員)先ほど、厚労省の部会の報告書では、精子、卵子、胚の提供について、近親者からの提供はほかに提供者がいない場合に認めるという話がありましたけれども、旧厚生省の案ではそうだったと思いますが、検討した結果、それは当分の間認めないとなったと思います。やはりほかにいないとなると、提供せざるを得ないという圧力になっていってしまう危険性を一番考えなくてはいけないと思うのです。その点について、今ここで認めると言ってしまうだけの十分な検討を、私たちはしていないと思うのです。ほかに提供者がいない状況で、治ってほしいと思うのだったら研究が必要なのだから、提供せざるを得ないということになっていってしまう危険性を感じますので、ボランティアの人がいるかもしれないけれども、制度的にすぐここで認めてしまうことについては、危険だと思います。

(藤本委員)すぐここで認めるという、それはもちろん十分審議しなければだめ

だと思うのですけれども、そういういわゆる患者層と申しますか、患者側のサポーターと申しますか、応援者もいることは、医学的にいろいろな例で考えられているわけです。

それから、この間も申しましたけれども、ある病気の婦人が自分の卵子をそういう研究に提供することも、やはり1つのボランティアになると思うのです。そこまでも、ボランティアについて、我々はもうちょっとワイドに考えていかなければならないと私は思います。

(薬師寺会長)ここに書いた文章をまた変えるということになりますと、これはまた十分議論を当然しなければいけない。ちょっと事務局の方から何かありますか。

(外山参事官)差し出がましいですけれども、例えば当分の間、原則これを認めるべきではないということとして、細かな例外はしていないわけですけれども、余韻を残すという方法もあるのではないかと。

(高久委員)私は、認めるべきではないということ、あえて書く必要はないのではないかと考えます。認めるとも書かないが、認めないと書かないというのが私の提案です。

(薬師寺会長)ここは、女性の保護がやはり心配で、皆さんお医者さんの先生方は非常にきちんとやられていると思うのです。けれども、どうしてもそういうような、やや不信というわけではないと思うのですが、立場上ということで、先生方はもう、とてもしっかりされているんですけれども、そういうものも含めまして女性保護というようなところで、こういう文章を書かせていただいたということです。

ほかにどうでしょうか。

曾野先生。

(曾野委員)今おっしゃったこととも関係があるような気がするんですけれども、そのちょっと上のところにアというのがございまして、「我が国では、クローン技術規制法は人クローン胚の作成・利用を禁止していないものの、同法に基づいて法的拘束力を有する特定胚指針が人クローン胚の作成を認めていない」。まことに申しわけないんですけれども、こういう「禁止」というものと「認めていない」というものが、私どもにはよくわかりません。ですから、私どもが法律を理解できるように、ひとつご説明をいただきたいと思います。

(藤本委員)ですから、明確に皆さんがはっきりと合意 全員が合意できなく

てもいいのですが、その理由をちゃんと書いた方がいいのではないかと思います。ですから、その雰囲気あるいは気持ちで、しかしそうではないということであれば、例えばもっと明確に、医師が基本的に日本では信頼できないというふうに書かれたっていいのです。そういうことをきちっと理由として書かれた方が、何が起これば何が可能であるかという次のスタンスに進んでいくことができるわけです。何となく「……」というのが、やはり一番問題ではないかと思います。

(薬師寺会長)わかりました。どうでしょうか。

垣添先生、お話しになっていないので。

(垣添委員)私は、この6ページの(3)の未受精卵の話のボランティアのところは、削除してしまっているのではないかと思います。それで、その後ろにある未受精卵の入手は、先ほど位田先生も言われましたけれども、「主に」というものを取ってしまって、「生殖補助医療目的で採取された未受精卵の一部の利用が現実的である」というのも、やはり言葉として変だと思えますから、そこをちょっと工夫して、「提供する女性に採取による精神的・肉体的負担」云々、ここを強調するような文章にしていれば、この段落は十分成立するのではないかと思います。

(薬師寺会長)それでは、なかなかご意見が、これも重要なことですので、少し先生方にお聞きしながら修文させていただいて、また出させていただきます。現時点ではいろいろな意見が出ましたが、少し大体方向が決まっているようでございますので、ちょっとその辺のところはよろしゅうございますでしょうか。

勝木先生、どうぞ。

(勝木委員)先ほどからいろいろお話しになっているボランティアの問題は、脳死臓器移植とか生体肝移植について、調査が進みますと、ドナーの40%の人が、提供による傷害や多くの臓器の不具合をお持ちになっていることが出てきているわけです。ですから、大変なことだと思います。そうすると、そのボランティアの意味が、全然違って来るわけです。その事実を踏まえてインフォームド・コンセントをとったとしても、それは個人で背負えるようなものでない可能性がある。ですから、その個人で背負えないことを、我々は何らかの形で外からサポートするというのが、この委員会の役目だろうと思います。

この未受精卵の採取に関しましても、侵襲性という言葉を使いますと、人によっては非常に侵襲性の高い場合があるということが幾つかの事例として発表されております。この場合のボランティアというのも、かなり事態は変わってきてい

るというふうに深刻に考える必要がある段階に来ています。それだからボランティアからの未受精卵の採取はと、ここにわざわざ書かれているのだろうと私は理解しました。

インフォームド・コンセントだけでいいかどうか、それともう一つは、家族はより圧力を受けるということもまた事実ですし、生体肝移植の場合もそういうことが起こっているわけですから、やはり事実を十分調査して、今後、国でも恐らく調査が行われると思いますので、その結果を待ってやるべきことではないかと思えます。

(薬師寺会長) 先生のトーンで、どうですか。

(西川委員) それは、やはり若干違います。要するに、副作用どうのこうのという問題と、それから例えば家族の問題。今、たまたま高久先生は家族の話をおっしゃったのですが、僕は単純にその家族に限定を全然していなくて、やはりいろいろな形のボランティアが実際にはあるだろうと僕は思います。ですから、生体肝移植の場合は、もう自分の肝臓を3分の2取られるので、家族でないとボランティアがなかなか出てこないのはもちろん当然のことです。それはもうちょっと横に置いておいて、しかし、やはりさまざまなボランティアがあり得るということを考えておいて、ただそれが何かいろいろなプレッシャーでそういう決意に至ったということがないようにする仕組みは絶対大事です。それから必ず、例えば不正出血であるとか、そういうものが何%か起こるとということがインフォームされていることは事実です。そういうディスクローズされるプロセスと、それからこれはボランティアがいるかないかの判断になります。だからやはりこれだとボランティアがいらない、なぜ認めるべきではないのかというのが、ただ侵襲的というある意味ではもう侵襲は少ないと僕は思いますけれども、少なくとも体の中に何かを入れるというプロセスそのものをおっしゃっているのだとすると、ほかのボランティア自体も成立しなくなっていくのではないかと。

いわゆる卑近なもの、例えば薬をテストする、薬の治験も、ボランティアでやられる場合もあると思います。けれども、この場合、やはりある場合では侵襲が起こるわけです。ですから、やはりそういうことが日本ではないのかあるのかというのは、やはりどこかで議論することが必要かなと僕は思っているのです。

(薬師寺会長) 島菌先生、そろそろこのところは、時間ももう来ておりますので、重要な話だというのは本当にわかりますが。

位田先生、どうぞ。

(位田委員)確かに、この点はあまり議論をしていないので、書かないか、それとも……。

ただ、書かないと、読みようによってはボランティアからやってもいいんだというふうに読める可能性も出てきますので、やはり専門調査会の立場としては、ボランティアからの未受精卵の採取は、当分の間というより、むしろ原則としてこれを認めるべきではない。

その理由なんですが、確かに侵襲性はもちろん大きな要素ですが、こういうことを認めていると、人間の道具化、商品化のつながるおそれがあるから、原則としてこれを認めるべきではないと。ただし、個々の事例で、例えば本人がずっと不妊であるので、したがって私の卵を使って研究してくださいと言われたときに、これもだめだと言うのはなかなか難しいと思いますし、家族は確かに、家族からの提供を認めてしまうとプレッシャーがかかるということもよくわかります。しかしプレッシャーではなくて純粋に提供しようという家族もあり得ると思いますので、一律に当分の間というよりは、むしろ原則としてというふうにしておいて、どういう場合に認め、どういう場合に認めないかというのは、むしろ制度論の方に持っていくべきかと思いますが。

(薬師寺会長)島園先生で、ここのところは少し切りたいと思います。どうぞ。

(島園委員)この全体のトーンが、「原則として」とした割に例外がすぐ出てきて、何でも許容する方向へ動いている。その中でここに原則としてということを入れてしまうと、非常に問題があると思います。それから、もう少し強い調子で言わなくてはならない。そして、これは9ページのクローンの問題、クローンのときの未受精卵の採取のところで、本当はこっちが問題なのだと。ここでこそ、本当に人の生命の手段化ということが現実化してくるわけで、ここをにらんでこの議論が行われているということをよく考えて、その上でここはかなり厳しくしておかないと、後の方へ響いてくるようなことがないようにしていただきたいと思います。

(薬師寺会長)最後、では垣添先生。

(垣添委員)ボランティアの正の側面と負の側面というのはもう十分議論されて、そのとおりだと思うのですが、ここでボランティアの話を、確かに善意の話がありますから載せておくと、そうすると負の部分の数行ではおさまらないような議論が、当然たくさん出てくるわけです。ですから、私はあえてここところはボランティアに触れない。その下の文章で、女性の保護のことはちゃんと書いてあ

りますから、それで十分ではないかと考えました。

(薬師寺会長) 垣添先生のお考えのトーンで、大体……。

石井先生。

(石井委員) 前回の会長案のモラトリアムでは、本報告に基づいて制度の細かいことは別に検討されることになるけれども、その点は重要なので未受精卵のボランティアからの採取には問題があるという認識を私たちが持っていたことを、きちんと書いておいた方がいいと思うのですが。

(薬師寺会長) 私は、3時間で十分、やはり議論していただくと思って、無理に第3章に参りませんでした。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、もう時間が迫っていることは先生にぜひご認識いただいて、ご協力いただければ幸いです。

次回は3章、それからできますれば、やはり制度の問題がございますから、4章に行きたいというふうに思います。

それから、また突然言ったということですから、ご提案したいと思います。まだまだ3章、4章、全体像がございますから、その部分に関しまして、前に位田先生もおっしゃったような少数意見というものを、透明性を確保する意味で、最終報告書の中に入れさせていただきたいと思います。

ところが、たくさん書くというよりも、やはりこれは割とサクシントに最終報告書を書いておきますので、もしお認めいただければ、各自お1人お1人が責任を持ってお名前をつけて、どこの論理の問題なのか、どこの科学的な問題なのかと明確に書いていただいて、1枚ぐらいの中で書いていただきたいと思います。

(島園委員) いやいや、そんなことはおかしいです。

(薬師寺会長) どうしてでしょうか。

(島園委員) 最初の基本方針のところでそういう議論をしたと思うんですが、少数意見というのは、この報告書全体が不十分な点を、十分に議論しながら提示するものであって、首尾一貫してわかりやすい記述をする必要があると思いますので、そのような1枚というふうな分量でそういうことができるはずがないのであって、少数意見というのはある程度一貫した記述ができるような、そうしなければ少数意見としての意味がないと思います。

(薬師寺会長) 私はわかりません。その辺は、いかがでしょうか。

位田先生、どうぞ。

(位田委員) この最終報告書は、会長がおっしゃったようにかなりサクシント

なものになっていますので、反対意見もしくは少数意見を書くとしても、できるだけ簡単にしたいと思います。けれども、前に申し上げたと思うんですが、この最終報告書の論理は、それなりにある意味でよくわかるような形になっていますので、そこは評価したいと思いますが、それぞれの先生が考えておられる少数意見というのは、どこそこがおかしいということではなくて、論理そのものが少し違うのではないかというところから発していると思います。できるだけ短くとおっしゃるのはよく理解できますが、1枚と言われると、かなり無理ではないでしょうか。

(薬師寺会長) 勝木先生、どうぞ。

(勝木委員) 私も、今、島菌先生や位田先生がおっしゃったような意味で、中間報告では両論併記ということでもわかりにくくなっていたと思います。それで、この間突然、方針案が出てきて提案されたわけですが、ということは、つまり一貫した論理で書こうということをおっしゃったのだと思うのです。それについて、我々は今議論しているのですが、つまり両論併記のときに、いろいろな論をつなげて、あみだくじみたいにやったら、全然どこに当たるのかわからないような論理で書かれているようなものではだめで、道理を尽くす。つまり道筋をはっきりするというをおっしゃったわけですから、少数意見というのものはやはりそういう形で出てくるものだと思います。

これについては、それは膨大な量になるというのは、それはもちろん常識の範囲ですけれども、1枚と限定されるのは、それは困ると私は思います。

(薬師寺会長) いかがでしょうか。

町野先生、どうぞ。

(町野委員) 私も、枚数の制限は必要ないように思います。今、少数意見と反対意見を言われましたけれども、賛成意見でも私は結構だろうと思います。つまり、非常にさっくりとしたものを書いているわけですから、その間の論理はどのように理解するか、どのような意味であるかということをおっしゃる、私はこう理解するというものがあっても不思議はないだろうと思います。

(薬師寺会長) わかりました。

今日は、私はサクシントに書かせていただいているので、やはりたくさん書いていると、多分、世間から見ても、ややそれは異常ではないかというふうに見られると思います。ですから、位田先生のような感じで、ともかく短く書いていただく。1枚というふうには思いましたけれども、それは町野先生もおっしゃ

ったように、とにかく短く書いていただきたいと思います。最終報告書とは全然違って長い、また報告書が出ているようなものでは、世間から見てどちらを評価するかということが多分あると思いますので、なるべく短くお願いいたします。

島園先生。

(島園委員) このように短くするという事は、そうなさったのはわかりますが、わからないところがもう本当にたくさん多くなっておりますので、そういうところを延ばして書くようにせざるをえない。それから参考資料も、これは結構厚いものが付されていて、それとコンビになって出ているわけですので、そういうこともお考えいただきたいと思います。

(薬師寺会長) それでは、今決定するという事ではなくて、少しやはり最初に申し上げておかないと、また薬師寺は突然やったというふうにマスコミに書かれますので、ちょっと事前をお願いいたします。

黒田先生。

(黒田議員) ちょっと今の議論には関係ないと思うのですが、私は3章の議論のときにいることができないので、もしそこまでいったら意見を出させていたいただきたいなと思った点が1つあるので、今発言してもよろしいでしょうか。

(薬師寺会長) はい。それでは、お願いいたします。

(黒田委員) 次回、欠席になりますので。

10ページの「結論」のところなのですが、「継続的に科学的検証を行い」と書かれており、これは非常に重要なことで、いいと思います。やはり「結論」は重要なので、実施研究機関が、「研究能力や設備等が十分整った限定的な研究機関」というだけではなくて、やはり倫理委員会とか研究の管理体制などが厳格に行われているということも大切で、研究能力があるということと両方を書いて、そういうところに限定されるべきだとぜひ書いていただきたいと思います。同様の事は、私のアンケートの意見にも書いておいたのですが、認められるときには研究能力だけではないということ、ぜひ入れていただきたいと思います。

私、この次は海外出張ですので、ここまで行ったら言わせていただきたいと思います。失礼いたしました。

(薬師寺会長) 重要なご指摘だと思います。ありがとうございました。

それでは、きょうはこれで……

(島園委員) 少数意見の提出の時期というのは、どうなりましょうか。

(薬師寺会長) それは、事務局、どうしますか。

(外山参事官)先ほどの会長のスケジュールを考えれば、次回の7月7日までに一度出していただいて、そこにきょういただいたご意見も踏まえて、最終報告書の素案になるのか案になるのか、そういうふうな形でご議論いただければ、逆に少数意見について、失礼ですけれども、そこに書かなくても済むような修文になるかもしれませんし、第1次的にはそこに出していただけるとよろしいのではないかと思います。

(薬師寺会長)この点に関して、位田先生、どうぞ。

(位田委員)報告書の本文がまだ完成していないのに、少数意見を私は書けません。

(薬師寺会長)それでは、先生、7月7日までにやはり3章、4章を全部終わらせたいと思いますが。

(位田委員)先ほど冒頭で、13日とおっしゃいましたが、前回私が確認させていただいたときは、7日でおしまいとおっしゃったのですけれども、13日までおやりになりますか。

(薬師寺会長)いや、おやりになりますかというか、7日で終わるのもちょっと厳しいなというふうに思いまして、つらいなと。この役目はぜひ先生に変わっていただきたいという感じがあるんですけれども、13日のことは前にも申し上げましたので、13日をとらせていただきます。

しかしながら、13日でやはり結論を出さないと、もう附則2条の期限を過ぎていまして、先生方はともかくご自由だと思いにしたいと思います。けれども、やはり専門調査会全体が付託されておりますので、私が責任をとりますけれども、ぜひ13日ですべてを終わらせたいというふうにご協力をお願いしたいと思います。

(島園委員)それで、少数意見はいつまでということですか。

(薬師寺会長)どうでしょうか、それで。今の予定では、7日までに全部、大体3章、4章が終わります。13日は、一応予備にとっておきたいと思います。

それで、少数意見は、形としてはメールみたいな形になりますか。

(外山参事官)僭越ですけれども、出せる方は7日までに出していただいた方が、だからといって最終的に、例えば仮に13日にやるとすれば、その場までに修文もできますし、余裕もあると思いますけれども、そういった形で全体が収れんしていくのが一番合理的ではないかと思っております。

(薬師寺会長)それでは、お出しになれる方は7日、それから恐らく13日まで

ということになると思います。

もう先生方にはいつもしかられていて、なかなか大変な作業をさせて……。

次回は、私にとっては10回目の2けたになる回数でございます。本日はどうもご苦労さまでございました。どうもありがとうございました。

午後6時00分 閉会